

鏡 石 町

第三期子ども・子育て
支援事業計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

福島県 鏡石町

はじめに



鏡石町では、令和2年3月に策定しました『鏡石町第二期子ども・子育て支援事業計画』により、子育て家庭の経済的な負担軽減をはじめとする総合的な少子化対策の推進を図ってきました。しかし、少子化の流れは留まることなく進行し、人口減少を加速化させています。

国では、若年人口が急激に減少する2030年代までが、少子化・人口減少に歯止めをかけられるかどうかの重要な分岐点であり、令和5年12月に「こども未来戦略」を策定しています。この「こども未来戦略」に盛り込まれた「加速化プラン」を着実に実行するため、令和6年6月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しています。

これを受け町では、子ども・子育て施策の更なる充実や少子化対策を図るため、第二期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、令和5年12月に実施した利用者へのアンケート結果や子ども人口の推計結果、各事業の実績を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。

その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ『鏡石町第三期子ども・子育て支援事業計画』を策定することとなりました。

本計画では、少子化対策を確実に実施できるよう、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等により、本町のすべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、鏡石町第6次総合計画の基本構想の将来像でもあります「未来へつなぐ ずっと安心 みんな元気に“^{すすむ}進” かがみいし」の実現のため、鏡石町健康福祉センター「ほがらかん」を拠点として、子ども・子育て支援事業について支援してまいります。

2025 年（令和 7 年）3 月

鏡石町長 木賊 正男

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 他計画との関係	4
4 計画期間	5
5 制度改正等のポイント	5
6 計画の策定体制と住民意見の反映	8
7 県や近隣市町村との連携	8
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	9
1 本町における人口と子ども人口の状況	11
2 子育て世帯の状況	13
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況	16
4 子育て支援事業の利用状況	28
5 施策の進捗評価	33
6 本町における子育て支援に関わる課題	35
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 計画の基本理念	39
2 計画の基本目標	40
3 施策の体系	42
第4章 子育てに関する施策の展開	47
目標1：家庭における子育て支援	49
目標2：子育てと仕事の両立支援	59
目標3：心豊かなたくましい子どもを育む教育・保育の推進	64
目標4：援助を必要とする子どもや家庭の支援	70
目標5：子育てしやすい生活環境の整備	76

第5章 子ども・子育て支援事業の展開	81
1 教育・保育事業等の提供区域	83
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の二一ズ量推計の手順 ...	84
3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況	87
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況	91
第6章 計画の推進・評価体制	109
1 計画の推進体制	111
2 計画の公表及び周知	112
3 計画の評価と進行管理	112
資 料 編	113
1 鏡石町子ども・子育て会議条例	115
2 鏡石町子ども・子育て会議委員名簿	117

第 1 章

計画策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

鏡石町（以降「本町」という。）では、国の少子化対策と連動し、2005（平成17）年3月に「次世代育成支援対策推進法」に基づく『鏡石町すこやか子育て子育てプラン（前期計画）』を策定し、2010（平成22）年3月には、社会情勢の変化や多様化するニーズに対応するため、安心して子育てができる環境整備に重点を置き、子育て家庭への経済的支援や育児不安の解消等を目指した『鏡石町すこやか子育て子育てプラン（後期計画）』を策定しました。

その後、2012（平成24）年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立したことを受け、2015（平成27）年3月に「次世代支援行動計画」を併せた計画として、「子ども・子育て支援法」に基づく『鏡石町子ども・子育て支援事業計画』（以降「第一期計画」という。）を策定し、行政と各関係機関、地域と連携・協働して計画的に子育て支援の強化に取り組んできました。

また、2019（令和元）年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を盛り込んだ『鏡石町第二期子ども・子育て支援事業計画』（以降「第二期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援に取り組んできました。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、共働き家庭の増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待の問題など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした近年の子どもを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子ども・子育て支援や少子化対策の更なる充実を図るため、『鏡石町第三期子ども・子育て支援事業計画』（以降「本計画」という。）を策定しました。

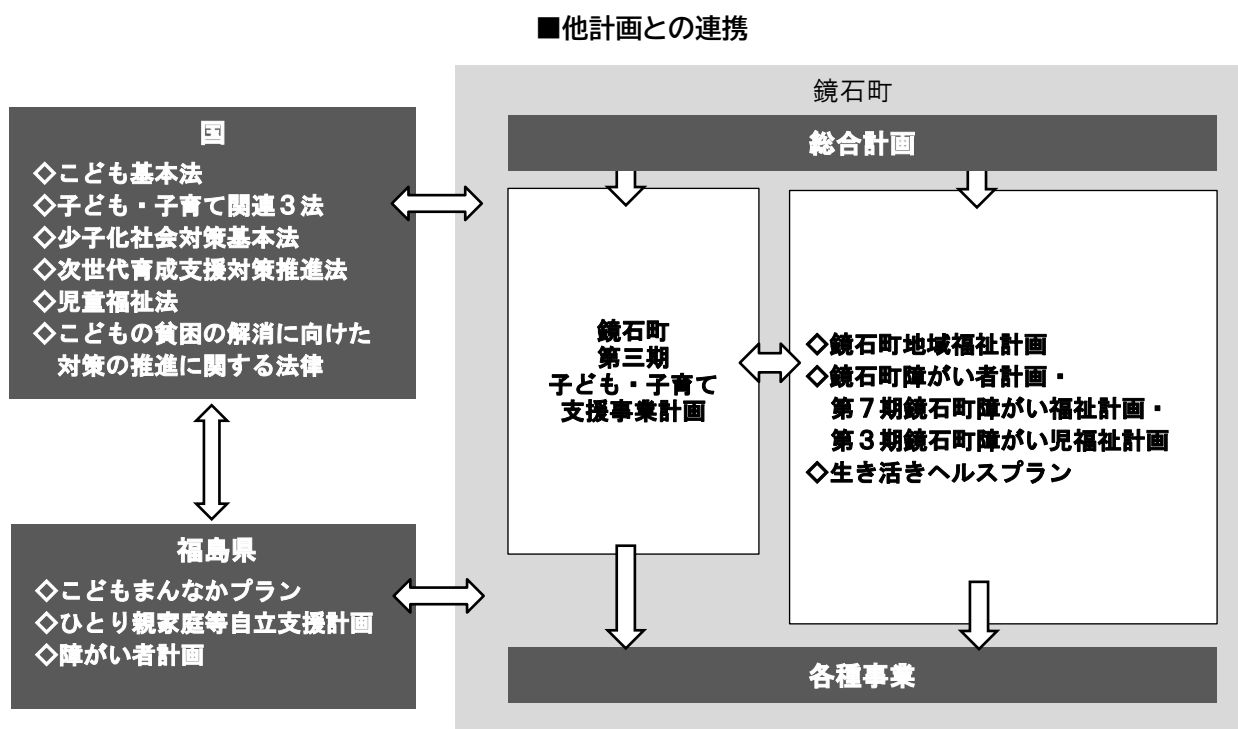
2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、2024（令和6）年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立し、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が2035（令和17）年3月31日まで再延長されたことを受け、これまで本町が取り組んできた次世代育成支援行動計画の施策を受け継ぎ、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」を併せた計画として、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に推進していきます。

3 他計画との関係

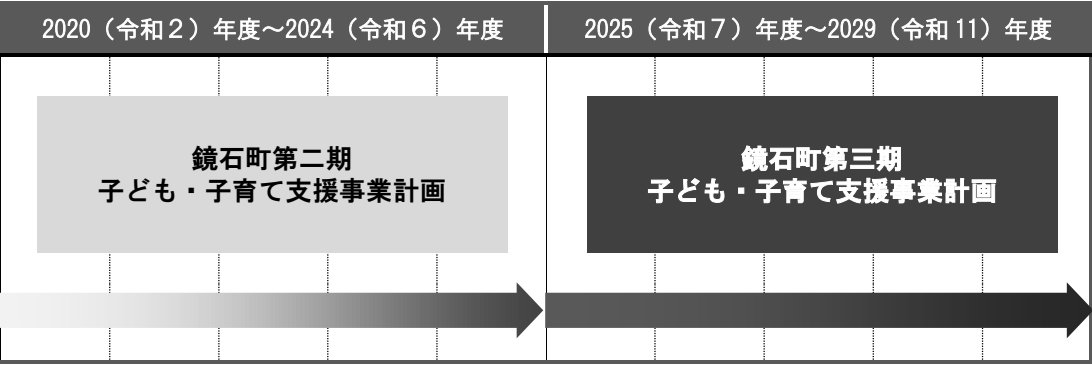
本計画の策定にあたっては、本町の最上位計画である「鏡石町総合計画」をはじめ福祉分野の上位計画にあたる「鏡石町地域福祉計画」、その他関連計画等との整合性を図りました。



4 計画期間

本計画は、2025（令和7）年度を初年度とし、2029（令和11）年度までの5年間の計画期間とします。

■計画期間



5 制度改正等のポイント

（1）子ども・子育て支援法等の一部改正

2024（令和6）年6月に「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部が改正されました。

ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計及び、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が創設されます。

（２）子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

2022（令和４）年６月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、市町村におけるこども家庭センターの設置の努力義務化や子育て家庭への支援の充実等が規定されました。

また、2024（令和６）年６月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業が創設され、これら２事業及び、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

これらの改正を踏まえ、関係する基本指針の規定が改正され、その他所要の規定の整備が行われました。

①家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加

基本指針に新設した事業の位置付け等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

②こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。

③こどもの権利擁護に関する事項の追加

都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。

④妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定。

⑤児童発達支援センター等に関する事項等の追加

子ども・子育て支援法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。



⑥乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置付け等を規定。

⑦経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置付け等を規定。

⑧産後ケアに関する事業の追加

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の見込み量等を定めるための基準や、産後ケア事業等実施時における留意点等を規定。

⑨その他所要の改正

その他の関係法令の改正等を踏まえ、所要の改正を規定。

6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制として、「第一期計画」及び「第二期計画」策定時に設置した子どもの保護者、子ども・子育て支援事業者、学識経験者などの委員で構成される「鏡石町子ども・子育て会議」を設置しました。委員からは計画策定に対する意見を求め、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

本町の子育て支援等に関するニーズの把握のため、2023（令和5）年12月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意見等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として、活用しました。

■子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査 実施概要

	【就学前児童】	【小学生】
調査対象	町内に居住する就学前児童が含まれる世帯の保護者	町内に居住する小学1～6年生が含まれる世帯の保護者
対象者数	340人	340人
有効回収数	285通	330通
有効回収率	83.8%	97.1%
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	
調査方法	施設配布・回収/郵送配布・回収	学校配布・回収
調査時期	令和5年12月11日～12月22日 ※集計には令和6年1月10日着分までを含めた	
調査地域	鏡石町内全域	

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、町民の必要なニーズ量を確保できるよう、庁内の関係部署が近隣市町村と協議・調整を行いながら、相互に連携を図りました。また、近隣市町村間で協議・調整を進めていく上で、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うこととなっているため、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、町民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

第2章

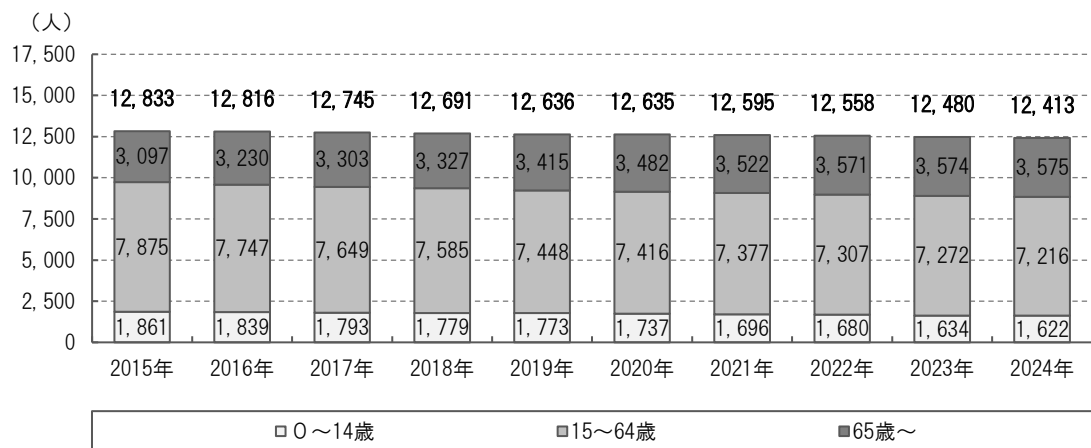
子ども・子育て支援の現状と課題

1 本町における人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子どもの人口の推移

本町の総人口は減少傾向となっています。3階級別人口をみると、老年人口（65歳以上）は増加していますが、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。

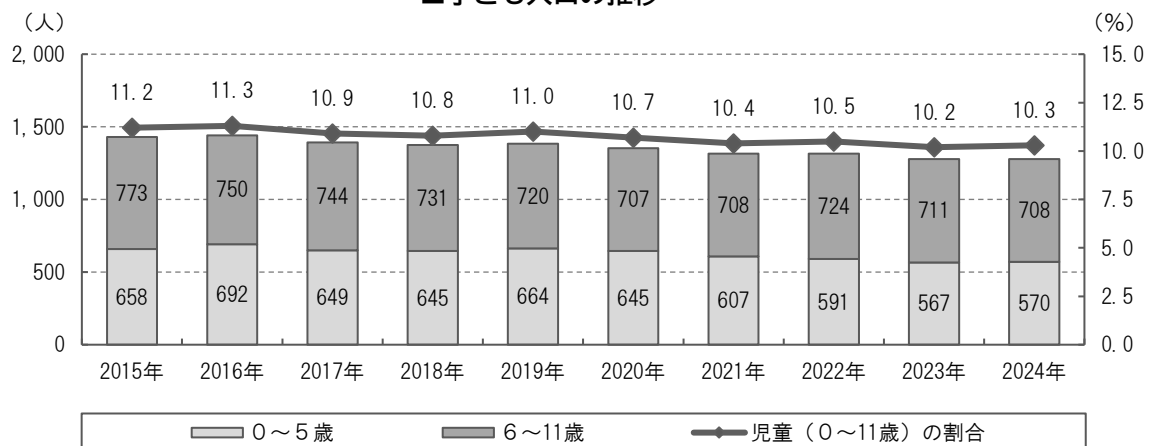
■3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

総人口に占める子ども人口（就学前児童及び小学生）の割合は、2019（平成31）年までは11%前後となっていたましたが、2020（令和2）年以降は、10%台となっています。

■子ども人口の推移



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

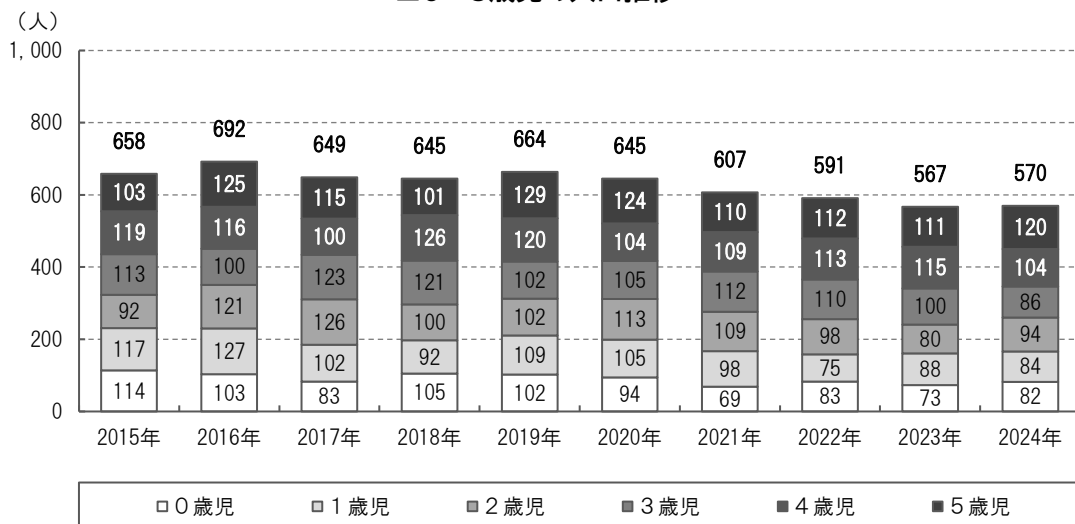
資料：住民基本台帳（各年3月31日）



就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2015（平成27）年から2019（平成31）年にかけては、増減を繰り返していますが、2020（令和2）年以降は、減少傾向となっています。

また、0歳児が100人を下回るようになっています。

■0～5歳児の人口推移



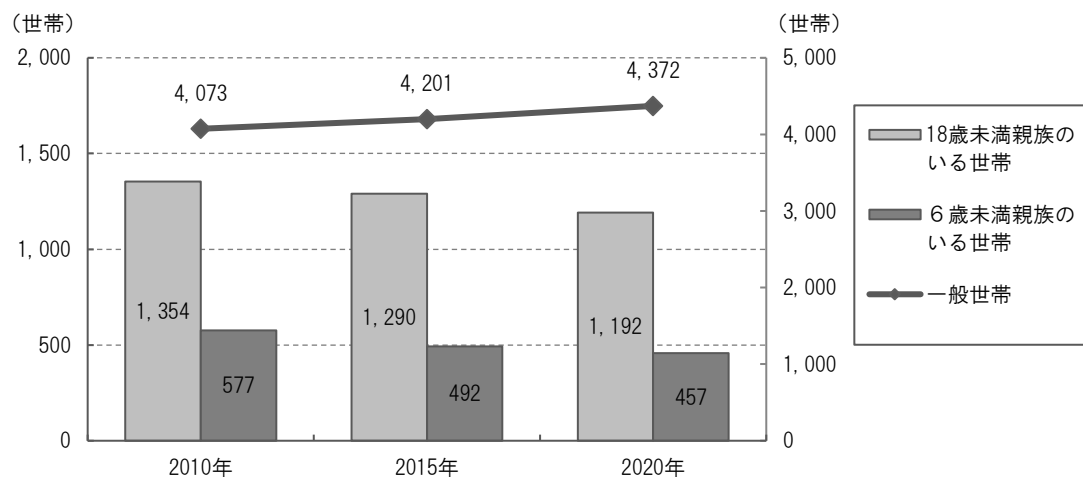
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にあるものの、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯は共に減少しています。

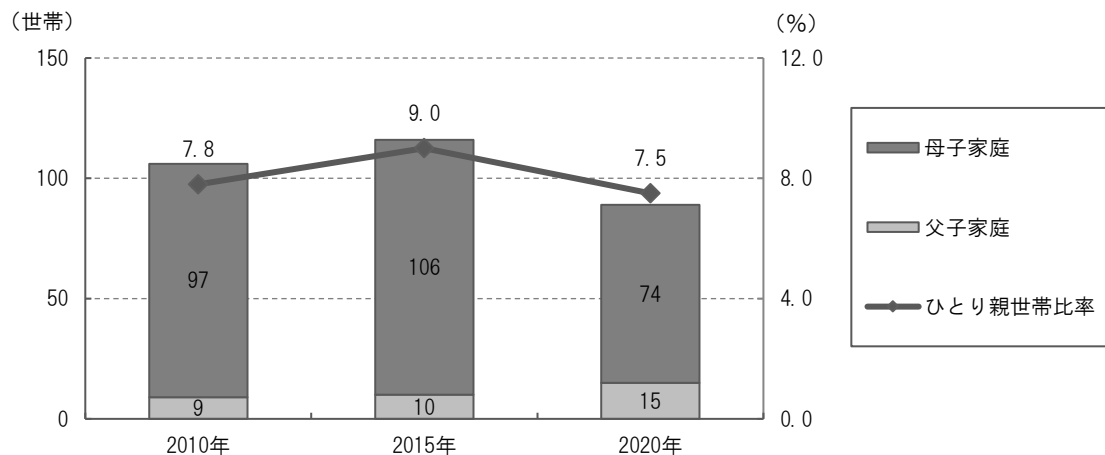
■子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯の推移をみると、2020（令和2）年では、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、母子家庭は74世帯、父子家庭は15世帯となっており、18歳未満親族のいる世帯に対するひとり親世帯比率は、7.5%となっています。

■ひとり親世帯（18歳未満子どもがいる世帯）の推移



※ひとり親世帯比率は18歳未満親族のいる世帯に占めるひとり親世帯の割合

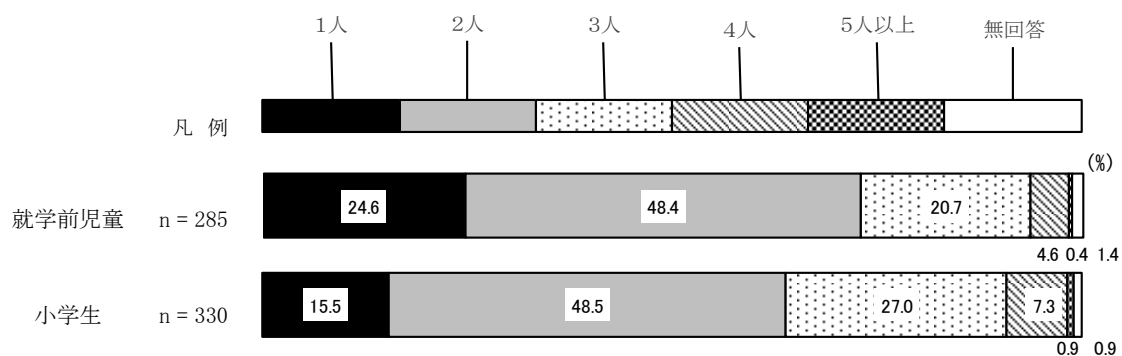
資料：国勢調査

（２）子育て世帯の子どもの人数と主な保護者の状況

子育て世帯の子どもの人数について、就学前児童では「２人」が48.4%と最も高く、次いで「１人」（24.6%）となっています。

小学生では、「２人」が48.5%と最も高く、次いで「３人」（27.0%）となっています。

■子育て世帯の子どもの人数

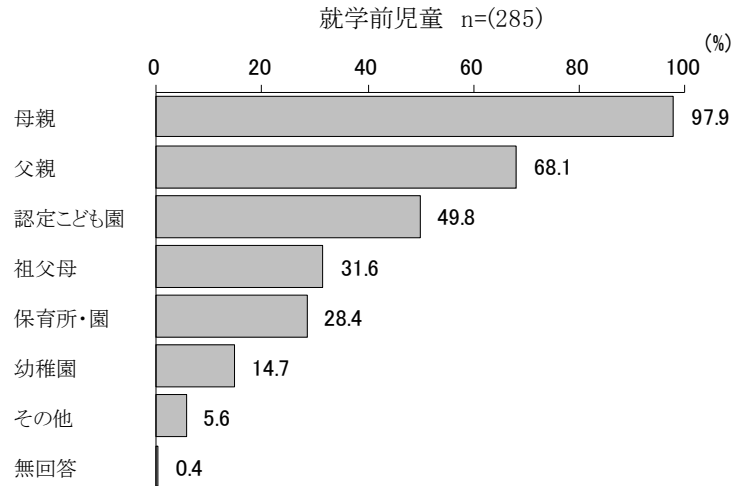


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

日常的に子育てに関わっている方・施設について、「母親」が97.9%と最も高く、次いで「父親」（68.1%）となっています。

日常的に子育てに関わっている施設では、「認定こども園」が49.8%と最も高く、次いで「保育園・園」（28.4%）となっています。

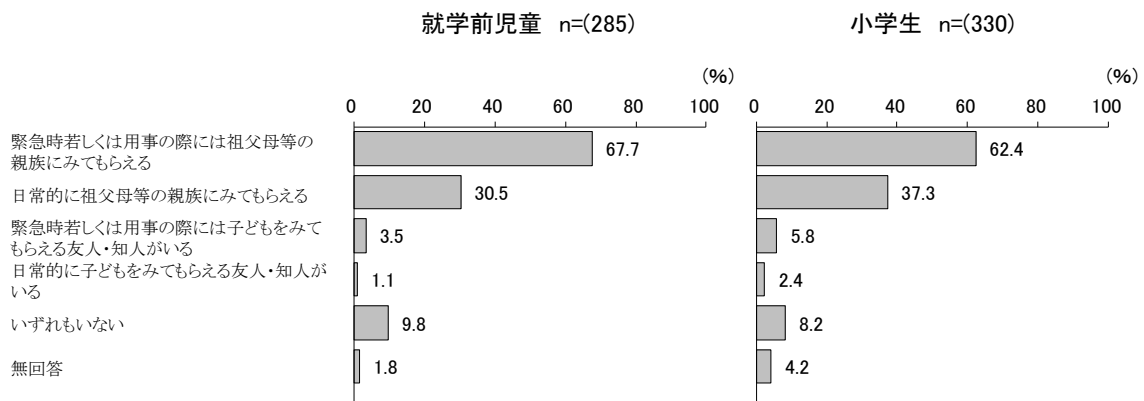
■日常的に子育てに関わっている方・施設



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

主な親族等協力者の状況について、就学前児童と小学生共に「緊急時若しくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：67.7%／小学生：62.4%）が最も高くなっています。次いで、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：30.5%／小学生：37.3%）となっています。

■主な親族等協力者の状況



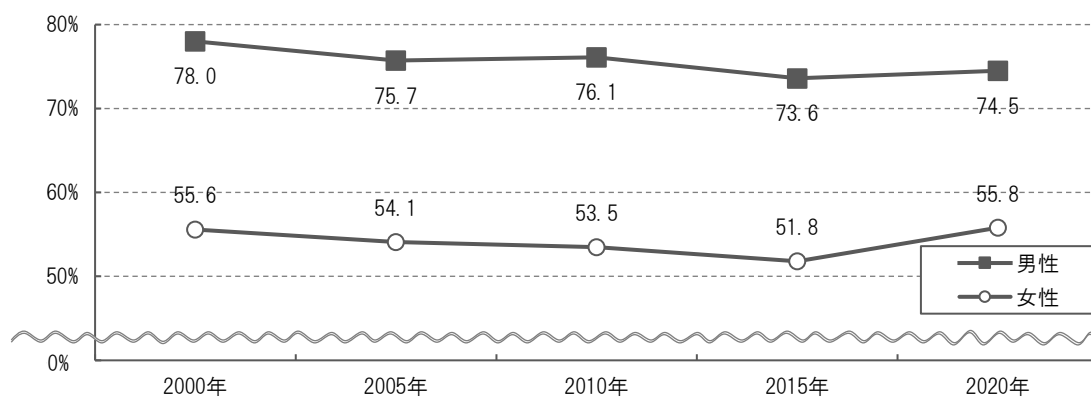
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 本町の労働力率の推移

本町の15歳以上人口における男女別労働力率をみると、2000（平成12）年から2015（平成27）年にかけて、男女共に減少傾向となっていました。2020（令和2）年では、男性は74.5%、女性は55.8%とやや増加しています。

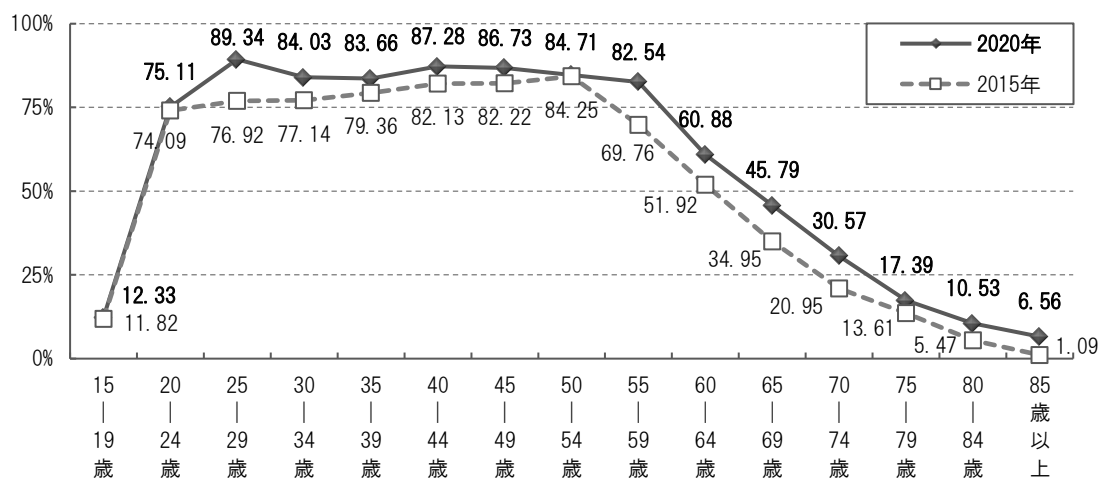
■男女別労働力率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、2020（令和2）年では、25-29歳で労働力率がピークとなり、その後40-44歳で再び労働力率が上昇するM字カーブとなっており、結婚や妊娠・出産により一度仕事から離れ、40歳以降から仕事に復帰している状況がうかがえます。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

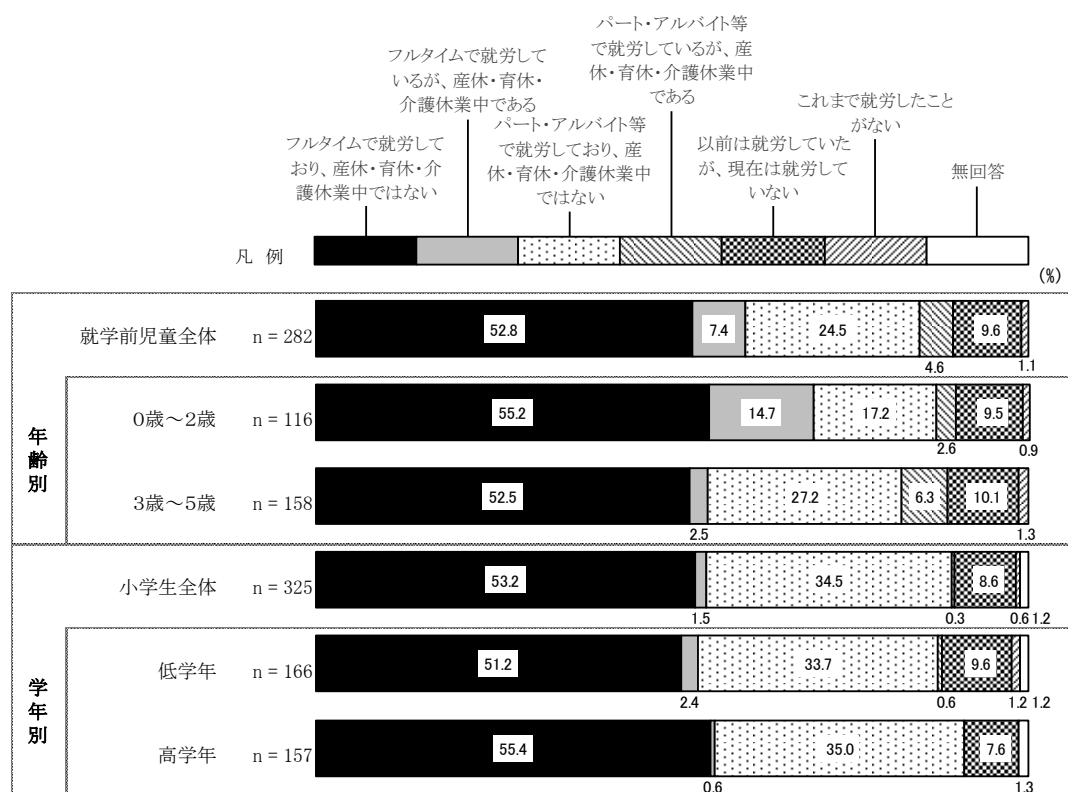
(2) 母親の就労状況

母親の就労状況について、就学前児童では『就労している』（「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」＋「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」＋「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」＋「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」）が89.3%となっており、一方で『就労していない』（「以前は就労していたが、現在は就労していない」＋「これまで就労したことがない」）が10.7%となっています。

年齢別にみると、0～2歳では「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が14.7%となっています。

小学生では『就労している』が89.5%となっており、一方で『就労していない』が9.2%となっています。

■母親の就労状況



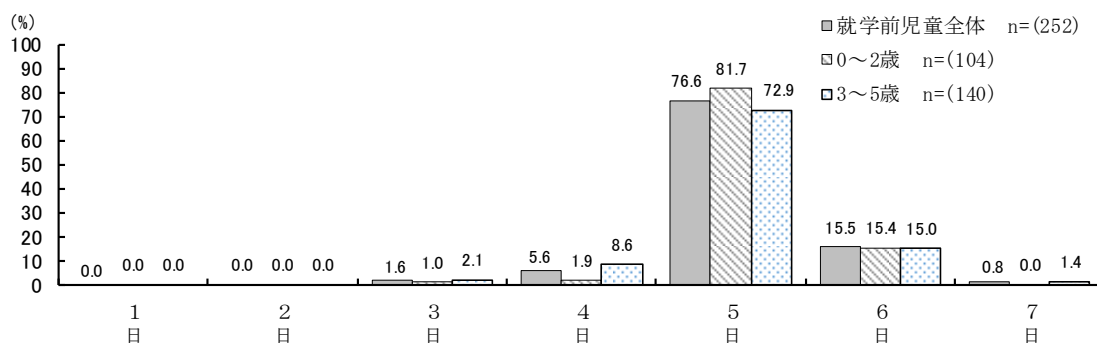
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



母親の就労日数について、就学前児童と小学生共に「5日」（就学前児童：76.6％／小学生：72.9％）が最も高く、次いで「6日」（15.5％／11.3％）となっています。

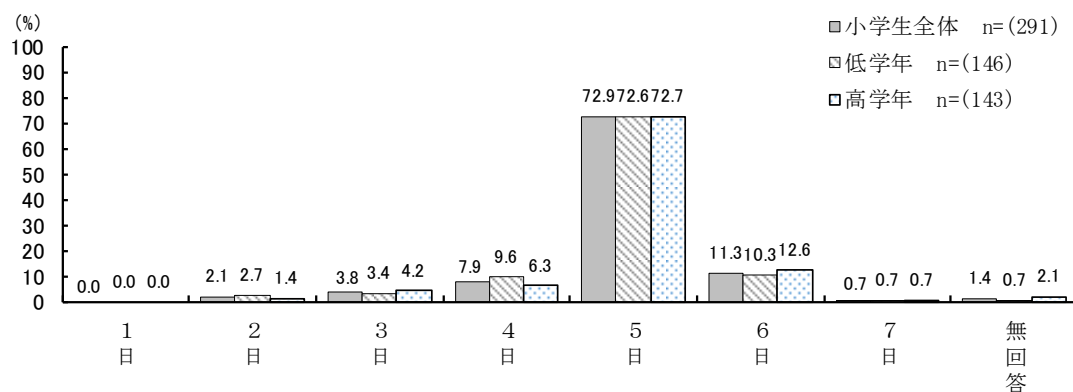
■母親の就労日数(1週あたり)

《就学前児童》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

《小学生》

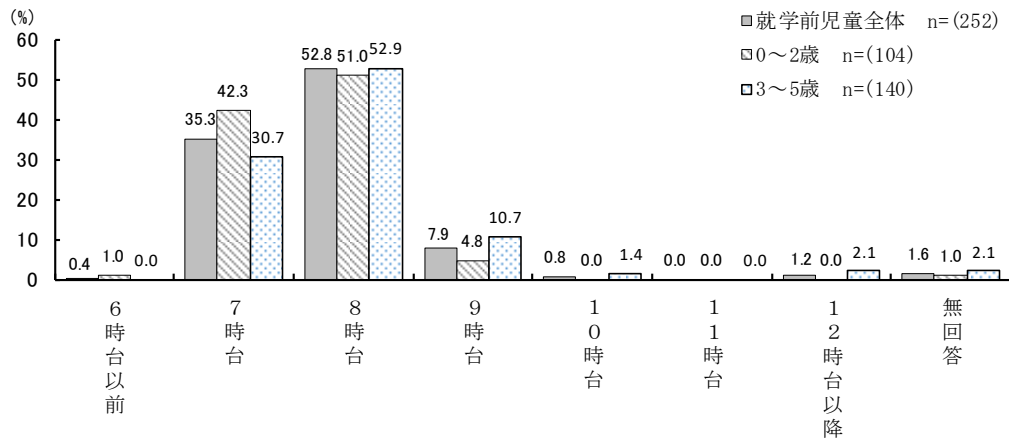


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

母親の家を出る時間について、就学前児童と小学生共に「8時台」（就学前児童：52.8％／小学生：53.3％）が最も高く、次いで「7時台」（35.3％／26.1％）となっています。

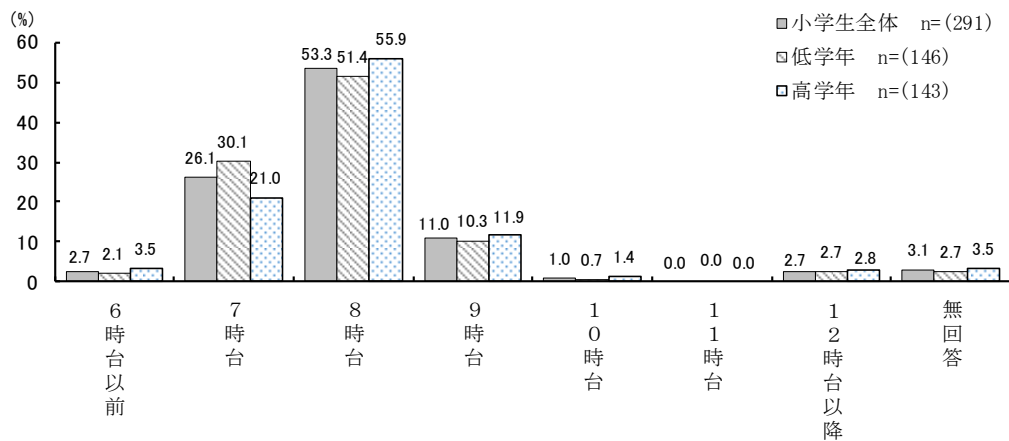
■母親の出勤時間

《就学前児童》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

《小学生》



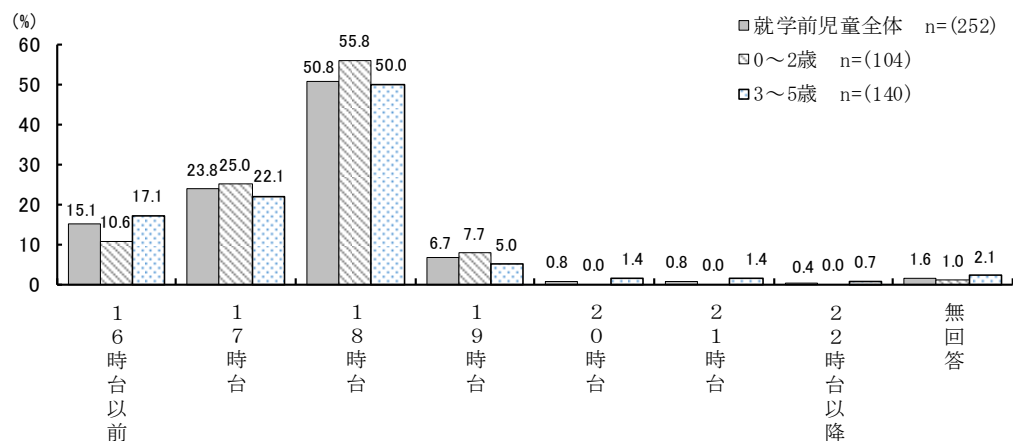
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



母親の帰宅時間について、就学前児童と小学生共に「18時台」（就学前児童：50.8％／小学生：38.5％）が最も高く、次いで、就業前児童では「17時台」（23.8％）、小学生では「16時台以前」（24.4％）となっています。

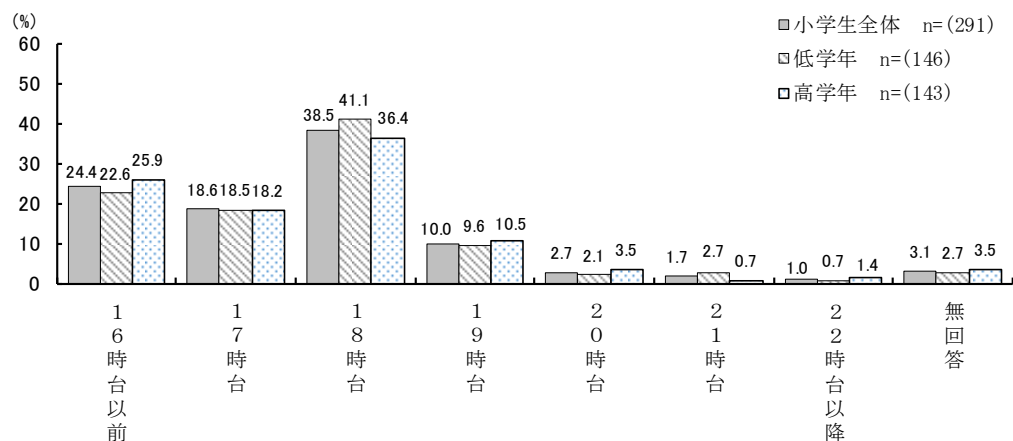
■母親の帰宅時間

《就学前児童》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

《小学生》

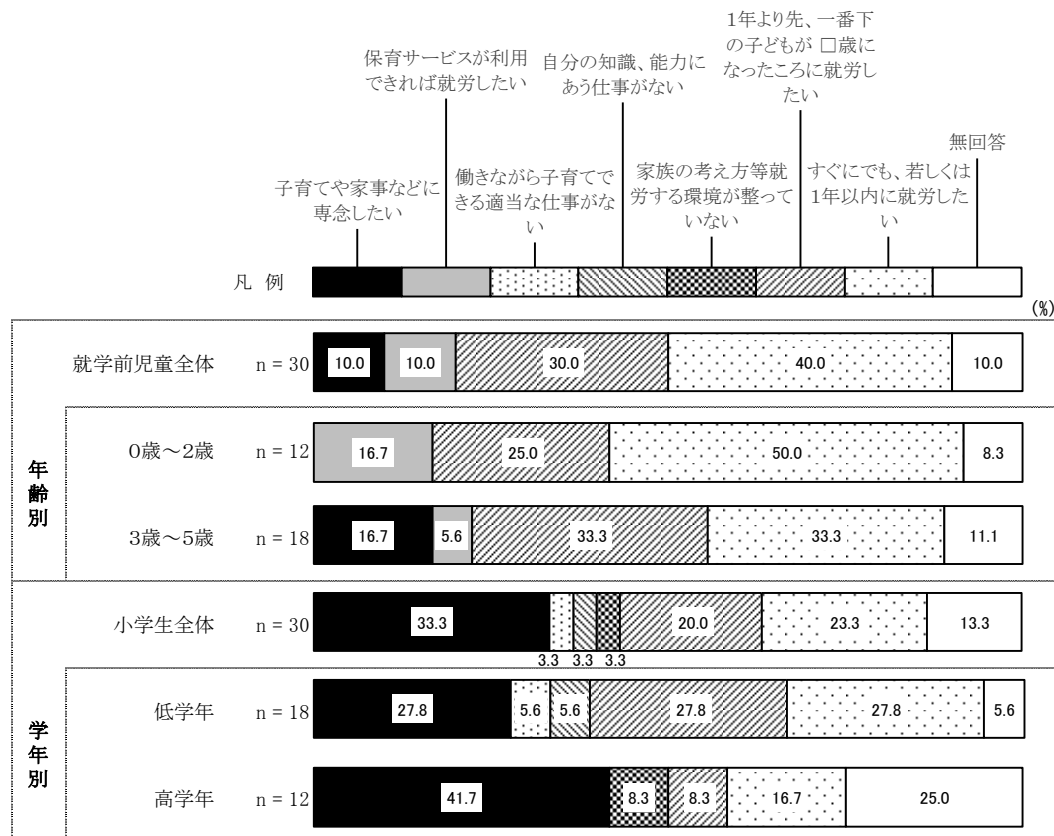


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

就労していない母親の就労意向について、就学前児童では「すぐにでも、若しくは1年以内に就労したい」が40.0%、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」が30.0%となっています。

小学生では「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」が33.3%、「すぐにでも、若しくは1年以内に就労したい」が23.3%となっています。

■就労していない母親の就労意向

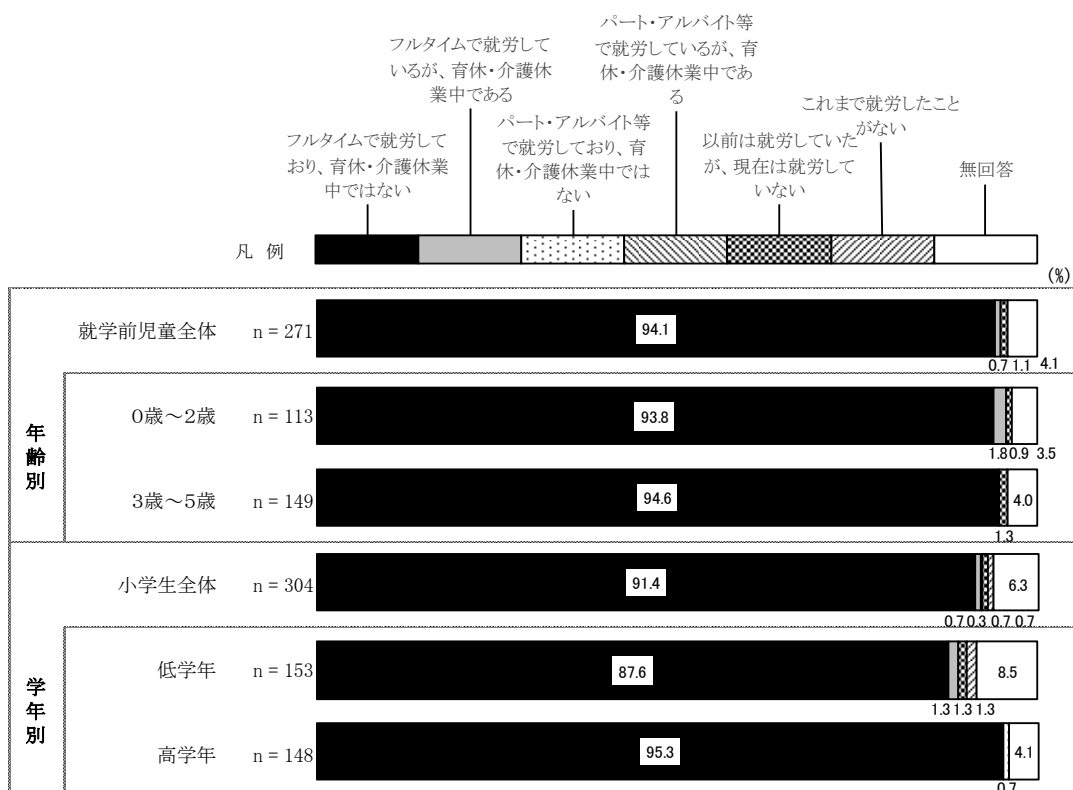


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

(3) 父親の就労状況

父親の就労状況について、就学前児童と小学生共に「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が9割以上を占めています。

■父親の就労状況

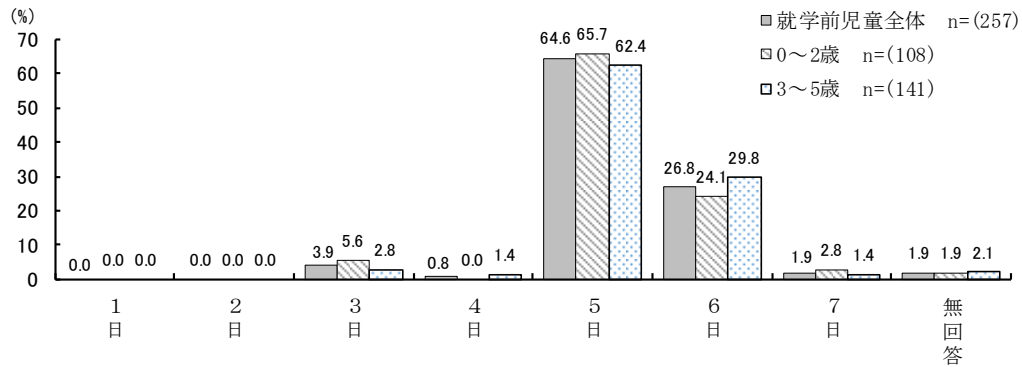


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

父親の就労日数について、就学前児童と小学生共に「5日」（就学前児童：64.6％／小学生：63.0％）が最も高く、次いで「6日」（26.8％／30.2％）となっています。

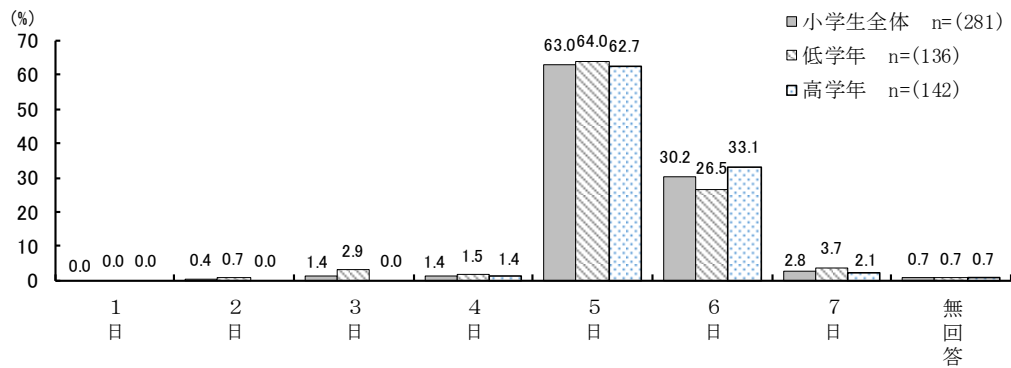
■父親の就労日数(1週あたり)

《就学前児童》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

《小学生》



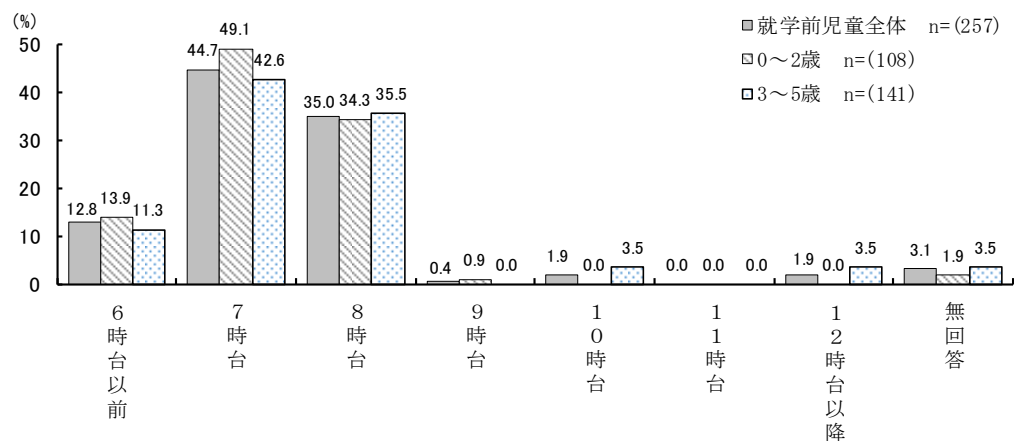
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



父親の家を出る時間について、就学前児童と小学生共に「7時台」（就学前児童：44.7％／小学生：45.6％）が最も高く、次いで「8時台」（35.0％／25.6％）となっています。

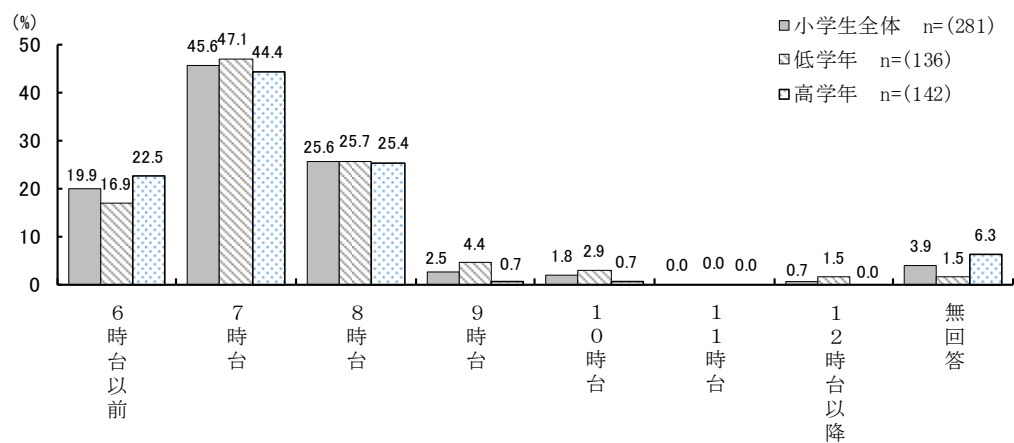
■父親の出勤時間

《就学前児童》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

《小学生》

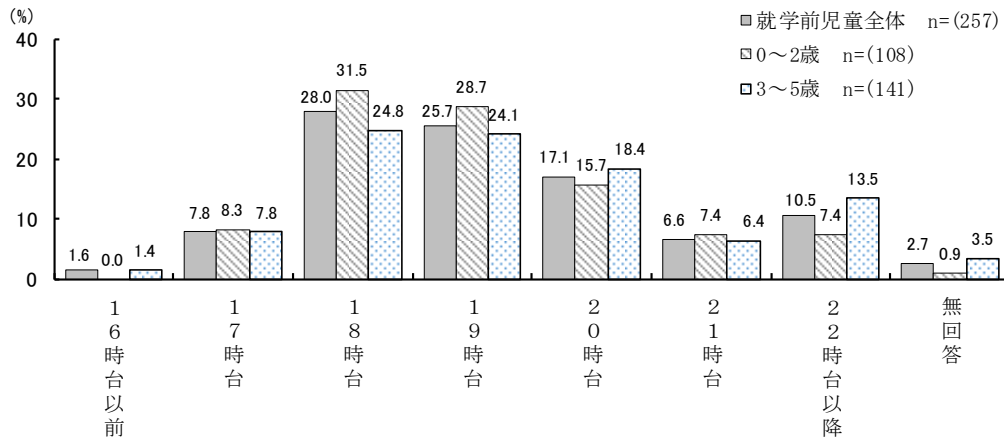


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

父親の帰宅時間について、就学前児童と小学生共に「18時台」（就学前児童：28.0％／小学生：29.5％）が最も高く、次いで、「19時台」（25.7％／21.0％）となっています。

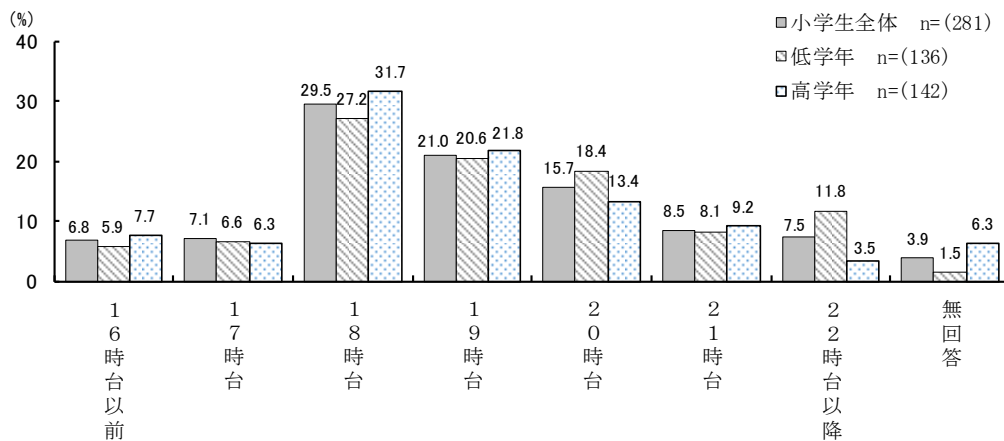
■父親の帰宅時間

《就学前児童》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

《小学生》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

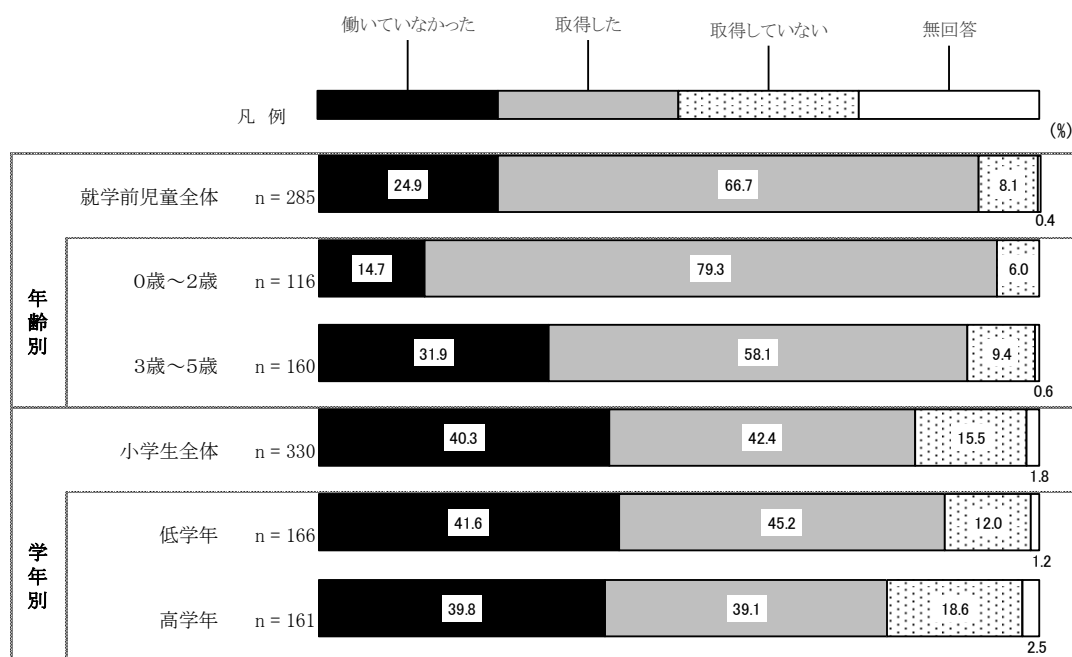
（４）育児休業制度利用の状況

母親の育児休業の取得状況について、就学前児童では「取得した（取得中である）」が66.7%、「取得していない」が8.1%となっています。

年齢別にみると、0～2歳では「取得した（取得中である）」が3～5歳に比べ高く、79.3%となっています。

小学生では「取得した（取得中である）」が42.4%、「取得していない」が15.5%となっています。

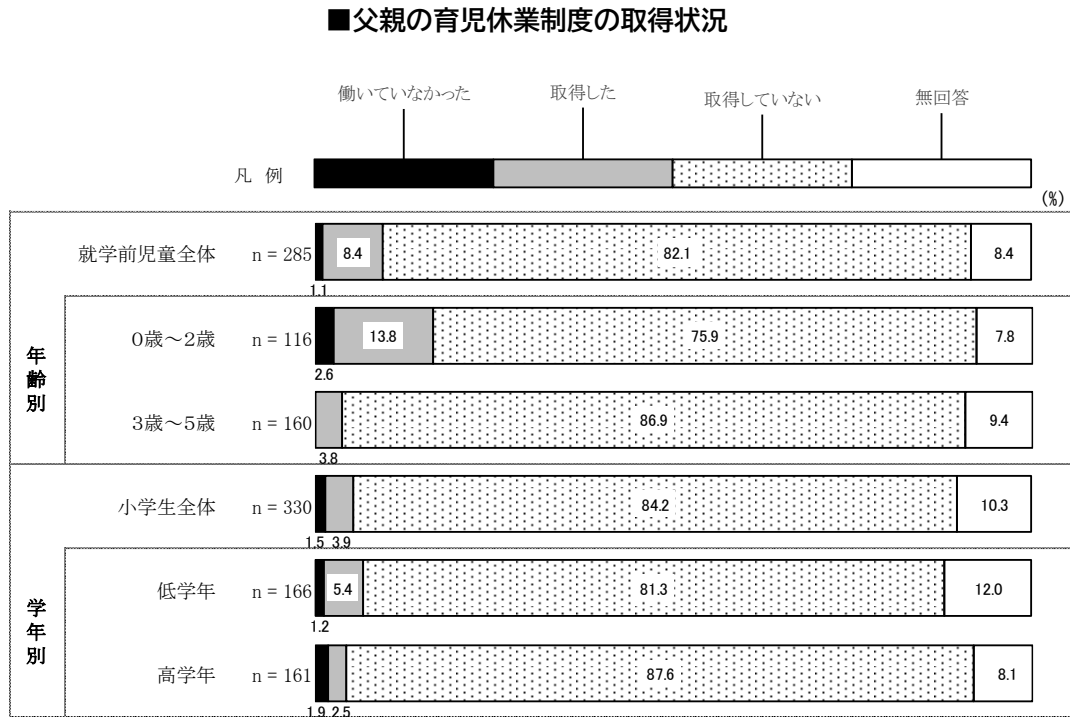
■母親の育児休業制度の取得状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

父親の育児休業の取得状況について、就学前児童と小学生共に「取得した（取得中である）」が1割未満にとどまっており、「取得していない」が8割以上となっています。

年齢別にみると、0～2歳では「取得した（取得中である）」が3～5歳に比べ高く、13.8%となっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

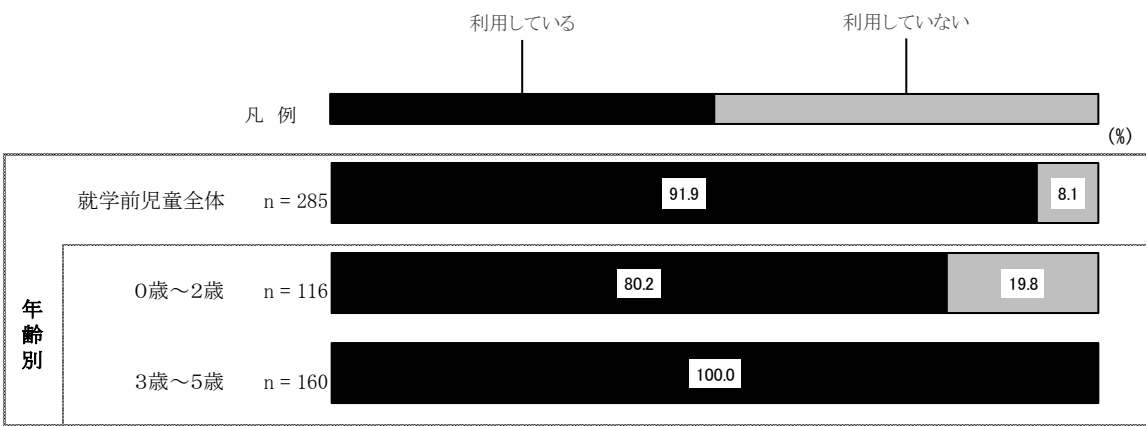


4 子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が91.9%を占め、「利用していない」が8.1%となっています。

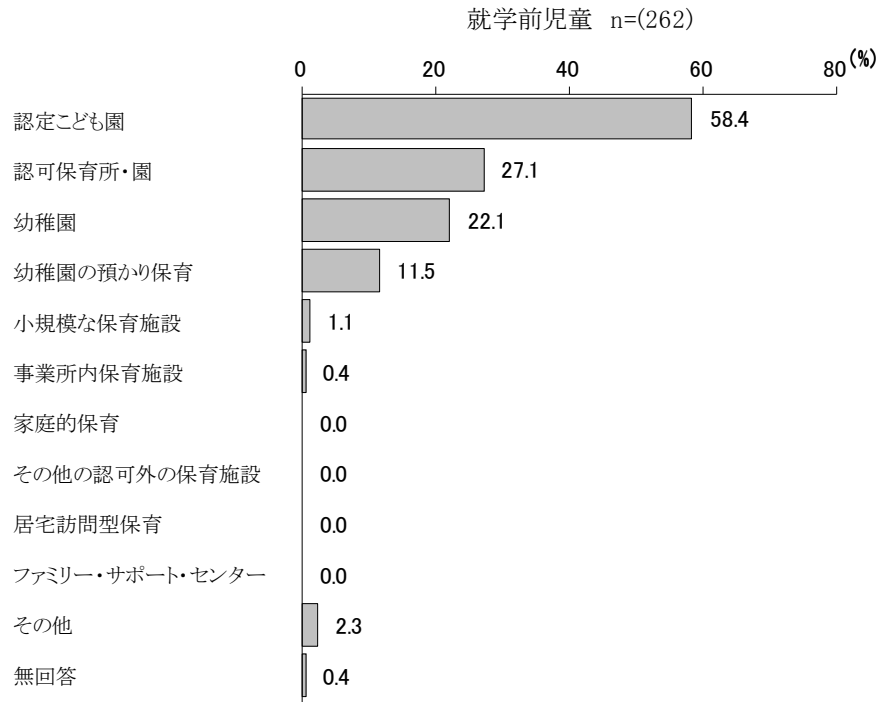
■定期的な教育・保育事業の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

定期的にご利用している教育・保育事業について、「認定こども園」が58.4%と最も高く、次いで「認可保育所・園」（27.1%）、「幼稚園」（22.1%）となっています。

■利用している教育・保育事業

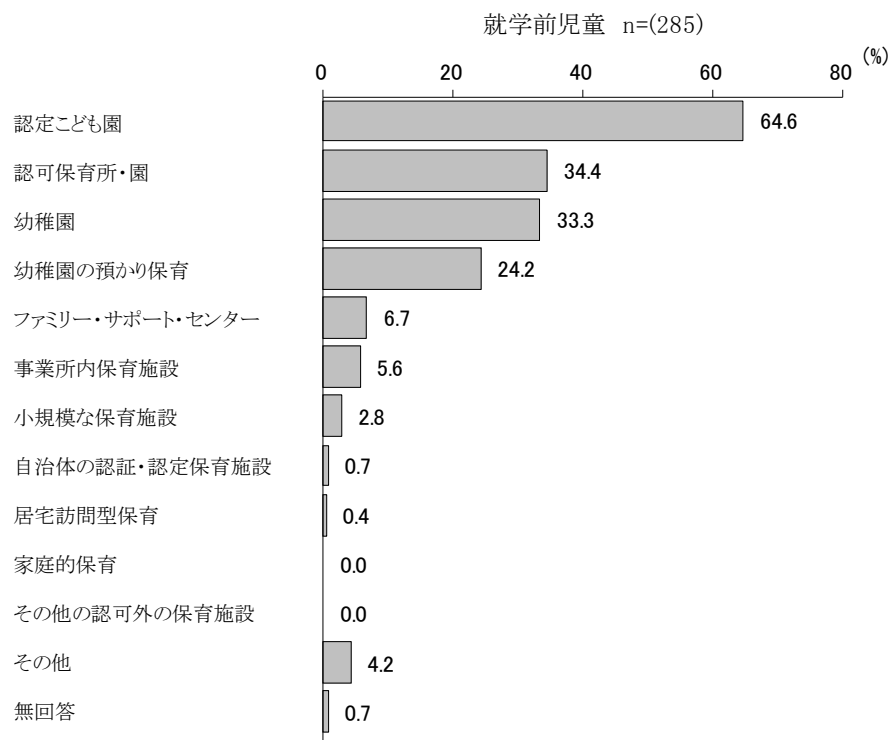


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



定期的な教育・保育事業の利用希望について、「認定こども園」が64.6%と最も高く、次いで「認可保育所・園」（34.4%）、「幼稚園」（33.3%）、「幼稚園の預かり保育」（24.2%）となっています。

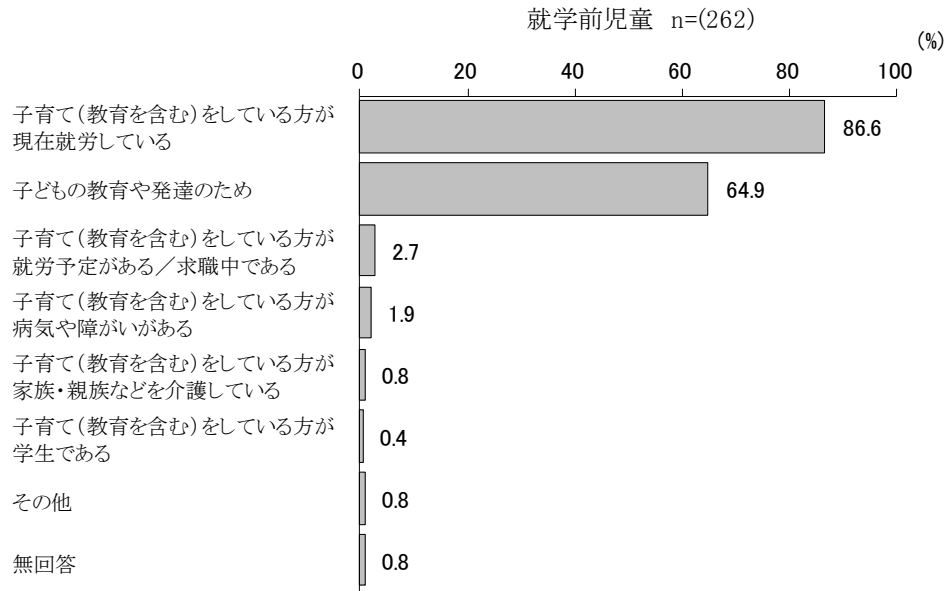
■利用したい教育・保育事業



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

教育・保育事業を利用している理由について、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が86.6%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」（64.9%）となっています。

■教育・保育事業を利用している理由

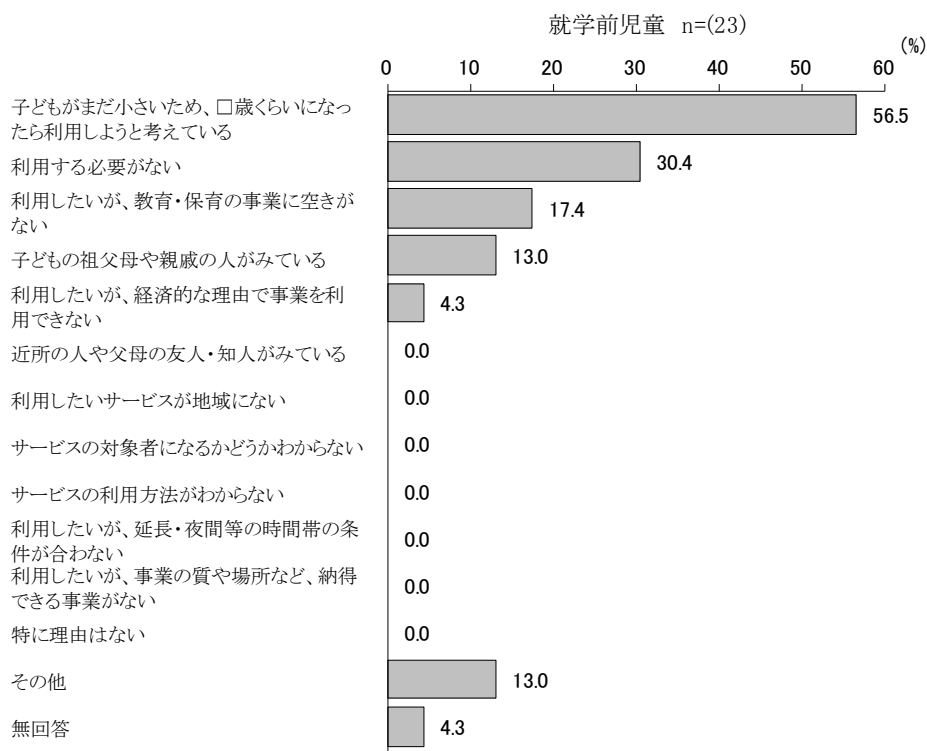


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

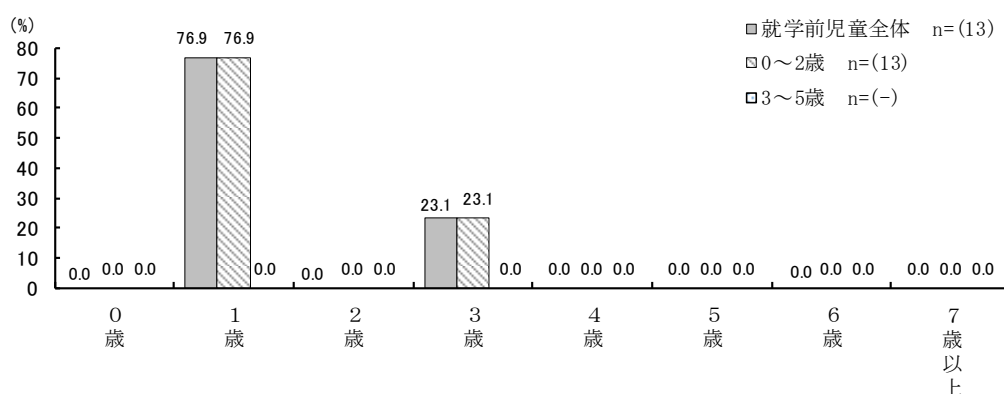


教育・保育事業を利用していない理由について、「子どもがまだ小さいため、〇歳くらいになったら利用しようと考えている」が56.5%と最も高く、利用を開始したい子どもの年齢は「1歳」が76.9%と最も高くなっています。

■教育・保育事業を利用していない理由



■利用を開始したい子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

5 施策の進捗評価

第二期計画は、5つの基本目標と81事業により構成されており、「目標達成できた事業」が44事業（54.3%）、「推進できた事業」が30事業（37.0%）、「実施中である事業」が1事業（1.2%）、「見直しが必要な事業」が4事業（4.9%）、「未実施の事業」が2事業（2.5%）という進捗評価となりました。

■第二期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
計画全体	81	44	30	1	4	2
基本目標1 家庭における子育て支援	28	18	8	0	1	1
施策(1) 母子保健・医療体制の充実と健康づくり	8	8	0	0	0	0
施策(2) 食育の推進	2	2	0	0	0	0
施策(3) 子育て世代包括支援センターの充実	7	2	5	0	0	0
施策(4) 地域における子育て支援の推進	4	2	1	0	0	1
施策(5) 子育て家庭の経済的支援	7	4	2	0	1	0
基本目標2 子育てと仕事の両立支援	15	4	8	1	1	1
施策(1) 多様な保育サービスの充実	10	2	6	1	0	1
施策(2) 放課後児童対策の充実	2	0	2	0	0	0
施策(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	3	2	0	0	1	0
基本目標3 心豊かなたくましい子どもを育む教育・保育の推進	17	13	4	0	0	0
施策(1) 多様な活動体験の推進	6	5	1	0	0	0
施策(2) 家庭・幼児・学校教育及び保育の充実	8	6	2	0	0	0
施策(3) 学校保健活動の充実	3	2	1	0	0	0
施策(4) 次世代の親の育成	0	0	0	0	0	0



施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中である	見直しが必要	未実施
基本目標4 援助を必要とする子どもや家庭の支援	19	9	8	0	2	0
施策(1) 障がいのある子どもや家庭に対する支援	12	3	7	0	2	0
施策(2) ひとり親家庭に対する支援	3	3	0	0	0	0
施策(3) 児童虐待防止対策	4	3	1	0	0	0
基本目標5 子育てしやすい生活環境の整備	2	0	2	0	0	0
施策(1) 安心して遊べる環境の整備	0	0	0	0	0	0
施策(2) 子育てにやさしい環境づくり	2	0	2	0	0	0
施策(3) 子どもを犯罪者等の被害から守るための活動	0	0	0	0	0	0
施策(4) 放射線による不安を解消するための活動	0	0	0	0	0	0

6 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたって、社会情勢の変化やニーズ調査結果、第二期計画の施策の進捗評価等に基づき、以下の5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1:妊娠・出産に向けた支援の充実

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、親族から距離的に離れたところで妊娠・出産することや、祖父母等による支援を受けられず、相談相手もいないことにより、妊産婦や子育て家庭が地域で孤立している状況が稀ではなくなっています。

また、晩婚化の影響により、不妊治療を受ける方が年々増加しており、身体的・精神的・経済的な負担への配慮が必要となります。

本町では、妊産婦や子育て家庭が地域で孤立することのないよう、産前・産後の支援を開始しており、加えて、不妊治療費の助成や妊婦健康診査や医療機関受診時にかかる交通費の助成等により、経済的な負担の軽減を図っています。

少子化対策においては、妊娠・出産を希望する方が、安心して産み育てられる環境を整備することが重要であることから、不妊治療に係る支援や妊娠・出産に係る支援を関係機関と連携しながら、実施していく必要があります。

課題2:すべての妊産婦や子育て世帯等に対する切れ目のない相談支援

ニーズ調査結果によると、前回調査時（平成30年度）に比べ、両親で子育てを行う家庭が増加しており、日常的に、又は緊急時や用事の際に、親族や知人に子どもをみてもらえるか家庭が多くなっていますが、一方で、周囲に頼れる相手や相談先がなく、孤立している状況も見られました。

本町では、2019（平成31）年4月に、「子育て世代包括支援センター」を開設し、子育てに関するワンストップ相談窓口を設け、妊娠前後や子育てに関する不安、悩みの解消に努めてきましたが、2022（令和4）年の改正児童福祉法では、これまで子育て世代包括支援センターで行われてきた母子保健機能に加え、児童福祉機能を統合した機関として、「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に努めるよう求められています。

本町においても、こども家庭センターを設置し、引き続き、地域で孤立をしてしまっている家庭に必要な相談支援につなげることができるよう、乳幼児健診や家庭訪問、健康相談の機会等を活用しながら、切れ目のない相談支援を行っていく必要があります。



課題3:待機児童の解消と多様な保育ニーズへの的確な対応

少子化が進行し、児童数が減少する一方で、共働き家庭の増加により、3歳児未満児の保育ニーズが高まりを見せています。低年齢児（0歳児）の保育については、年度途中からの待機児童の解消が課題となっています。

また、ニーズ調査結果によると、土曜日や日曜・祝日の教育・保育事業の利用を希望する方は、前回調査時（平成30年度）に比べ、減少しているものの、依然として、一定数の利用が望まれており、預かり保育や病児・病後児保育、一時保育の利用を希望する方など、多様な保育ニーズへの対応が必要です。

現在、延長保育、預かり保育、一時保育については、認定こども園（2カ所）、保育所（2カ所）で実施しておりますが、ニーズ調査結果によると、一時保育等を現在利用していない方の中には、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」ことを理由に、利用できていない方もいることから、多様な保育サービスに関する情報発信の強化に努める必要があります。

課題4:放課後の居場所づくりに向けた放課後児童クラブの活用

共働きや核家族化により、小学生が放課後に安全に過ごす居場所として、放課後児童クラブの重要性は増しており、ニーズ調査結果によると、特に小学校低学年において、ニーズの高さがうかがえます。

現在、町内小学校（2カ所）において、全学年で受入れを実施しており、待機児童は発生していませんが、二小学区の児童が増加していることから、放課後児童クラブの拡充など、すべての利用希望者が利用できるよう、引き続き、体制の整備に努める必要があります。

課題5:子育て支援拠点を活用した子育て家庭への支援の充実

本町では、2023（令和5）年10月に、子どもから高齢者まで「笑顔と健康」で暮らせるまちづくりを実現するための施設として、鏡石町健康福祉センター「ほがらかん」を開館しました。これに伴い、これまで児童館に設置していた「つどいの広場」を健康福祉センターに移転し、町内外からの利用者が拡大しています。

つどいの広場は、子育て家庭が身近に通える安全な遊び場であり、親子の交流や親同士の情報交換ができる交流の場でもあります。地域における子育て支援拠点として、育児の疎外感や孤立の解消に努めるとともに、子育て相談の窓口、子育てサークルの支援、子育て講座の開催など、子育て家庭への支援の充実により、今後も地域ぐるみで子育てを支える地域社会づくりを行っていく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

あたたかみのある子育てが できるまちづくり

本計画では、少子化対策を確実に実施できるよう、次世代育成支援推進法による関連する諸制度の施策を継承しながら、町民ニーズを的確に捉え、「子どもの最善の利益」が実現できるよう、地域と連携・協働して、より一層質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援施策の事業を推進していきます。

少子高齢化が進む中で、町内のすべての子どもと子育て家庭が「安心感」や「子育ての楽しさ」を感じられ、子ども達が健やかに成長できるよう、第二期計画の基本理念を継承することといたします。



2 計画の基本目標

次の5つの基本目標を設定し、各種施策を展開していきます。

基本目標1:家庭における子育て支援

(～親が責任とゆとりをもって楽しく子育てできる環境づくり～)

核家族化の進行や経済的な負担に対し、子どもを産み育てることに不安を持つ親が増えており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や子育てに関する不安や孤立感に対する相談体制の充実が求められています。

子育ての主体である保護者が責任とゆとりをもって楽しく子育てできるよう、家庭の状況に応じた子育て支援体制を整備し、子どもの明るい笑顔があふれるまちづくりを目指します。

基本目標2:子育てと仕事の両立支援

(～仕事をしながらいきいきと子育てできる環境づくり～)

共働き世帯の増加や核家族化の進行などの子育て環境の変化により、保育ニーズが高まっています。

子育てと仕事の両立を支援できるよう、多様な保育サービスの充実や子育てに配慮した労働環境づくりの推進に努めます。

基本目標3:心豊かなたくましい子どもを育む教育・保育の推進

(～生きる力を育み、たくましさと思いやりのある子どもを育てる環境づくり～)

少子化や地域のつながりの希薄化などにより、子ども達の育つ環境が変化しており、これからは、子どもの個性を生かし、時代の変化に対応した教育の推進が必要です。

次の時代を担う子どもの「生きる力」を育み、心豊かなたくましい子どもを育てるため、地域、学校、家庭の連携を図り、ゆとりある教育と健全育成を推進します。多様なライフスタイルを選択できる現代において、将来親となる若い世代に対し、子育ての喜びなどに対する理解を深めるための啓発活動を展開します。



基本目標4:援助を必要とする子どもや家庭の支援

(～だれもが地域で安心して生活し、社会参加ができる環境づくり～)

ノーマライゼーションの理念の下、障がいや疾病のある子どもなど、援助を必要とする子どもとその家族が地域で安心して生活できるよう、また、自立し社会参加ができるよう支援していきます。

生活に困窮している世帯やひとり親世帯の支援、児童虐待の防止等に努めます。

基本目標5:子育てしやすい生活環境の整備

(～安心して子育てできる環境づくり～)

子どもは「まちの宝」であり、町全体で子どもと子育てにやさしい生活環境づくりに取り組む必要があります。

子どもがのびのびと遊び、健やかに育つことができるまち、子どもと子育て中の人々にとって、安全で安心なまちを目指し、子育てしやすい生活環境の整備を推進します。

3 施策の体系

《基本理念》

あたたかみのある子育てができるまちづくり

基本目標 1 家庭における子育て支援

《推進施策》

1 母子保健・医療体制の充実と健康づくり

2 食育の推進

3 子育て世代包括支援センター（こども家庭センター）の充実

《施策》

（1）妊娠・出産に向けた支援の充実

（2）健康診査の充実

（3）健康づくり事業の充実

（4）母子医療体制の整備

（5）予防接種体制の推進

（1）育児支援の観点から保健師等による相談の充実

（2）地域に根ざした相談体制の整備

（3）子育てに関する情報提供の充実

《取組事業》

①産前産後あんしんヘルパー派遣事業
②産後ケア事業
③不妊治療費助成事業
④妊婦交通費助成事業
⑤ウェルカムベビークラス
⑥乳児家庭全戸訪問事業
⑦養育支援訪問事業

①妊婦一般健康診査
②妊婦精密健康診査
③乳幼児健康診査

①健康相談
②訪問指導
③健康教室

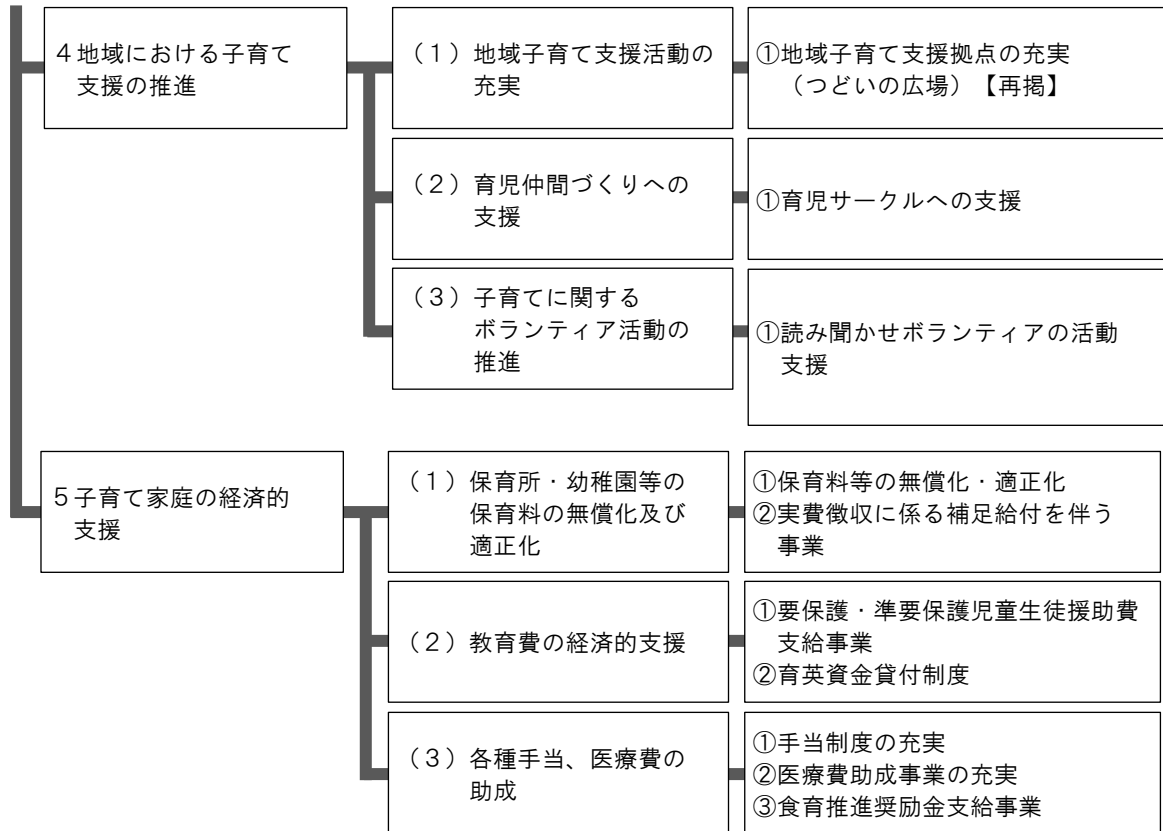
①定期予防接種体制の整備
②安全性の確保と効果的接種の推進

①食育教室
②親子料理教室

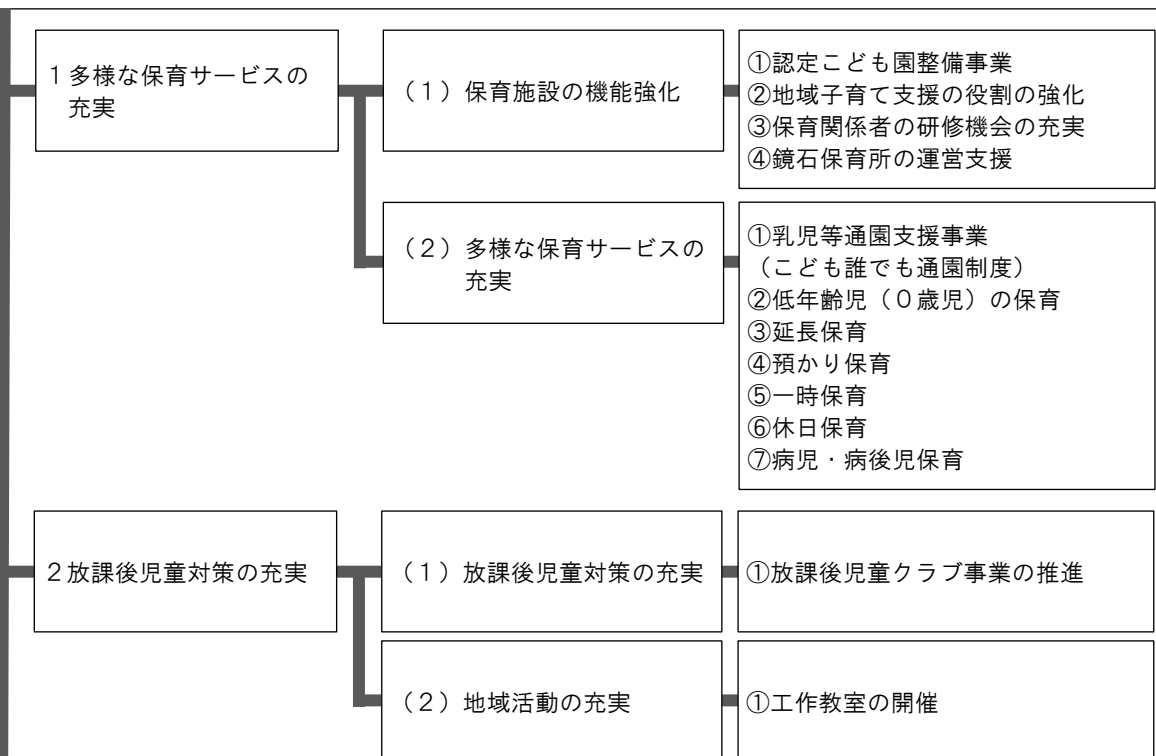
①子育て世代包括支援センター（こども家庭センター）の充実
②妊婦等包括相談支援事業

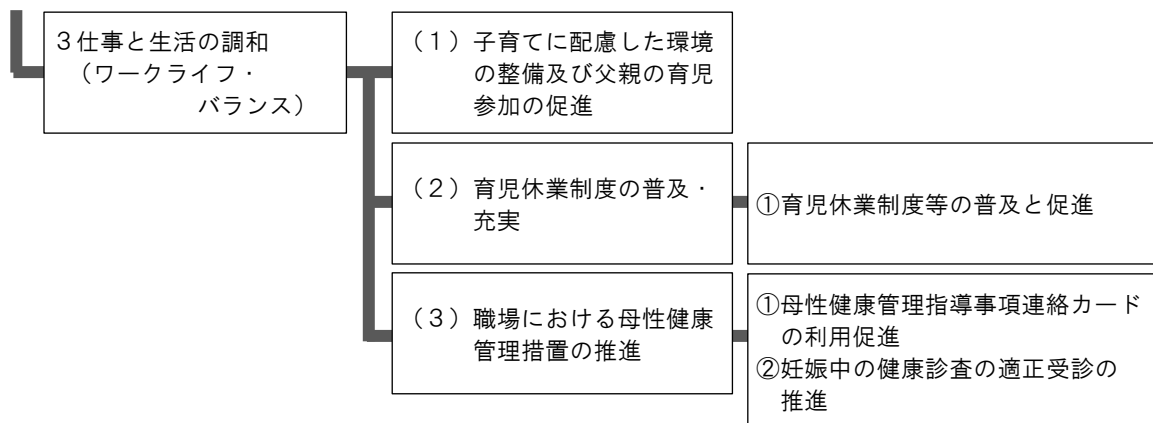
①相談窓口の充実
②社会福祉協議会・民生児童委員による地域相談体制の整備
③保育所、幼稚園、認定こども園等での子育て相談の充実
④地域子育て支援拠点の充実（つどいの広場）

①情報提供窓口の充実
②子育て情報の提供

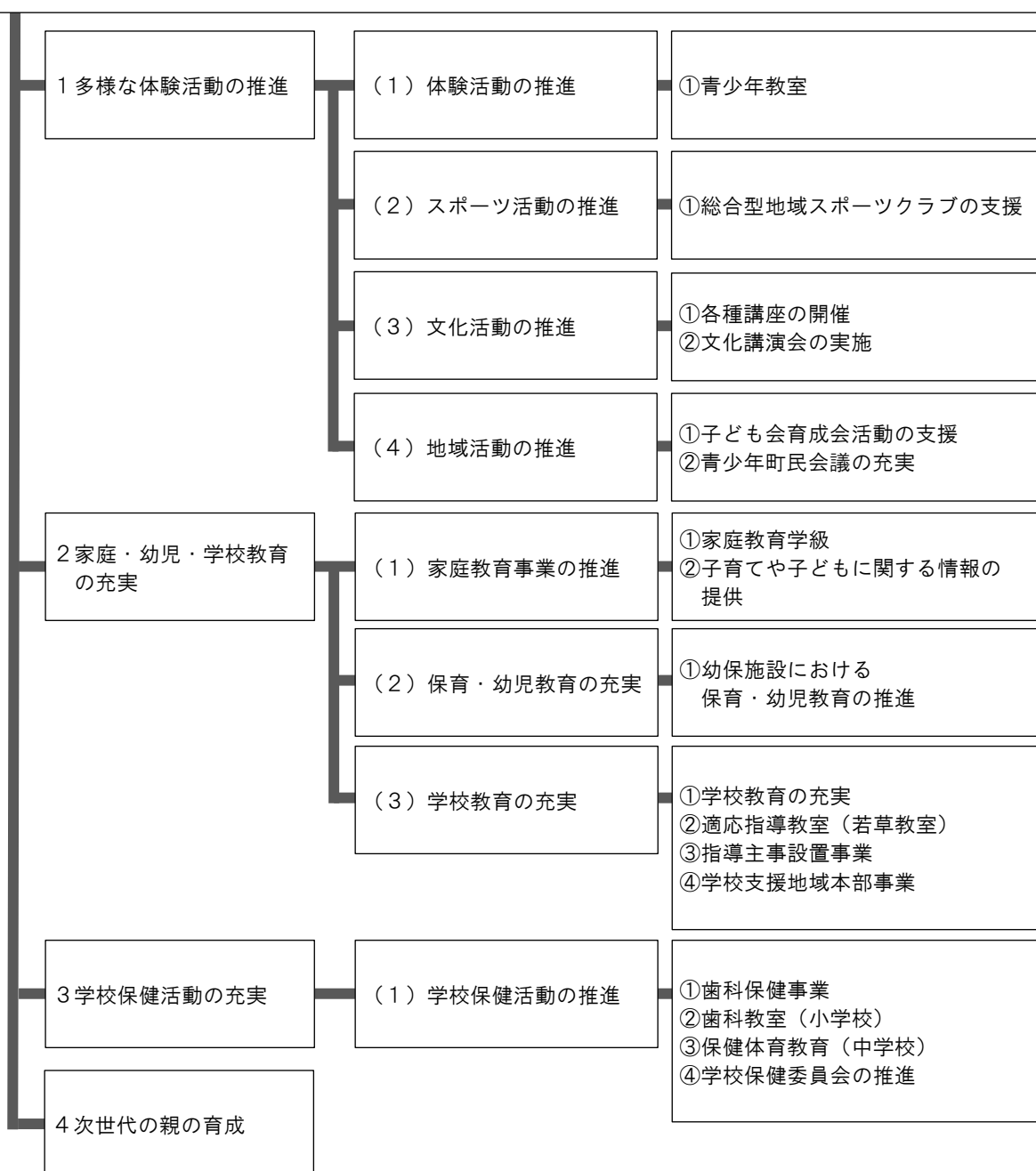


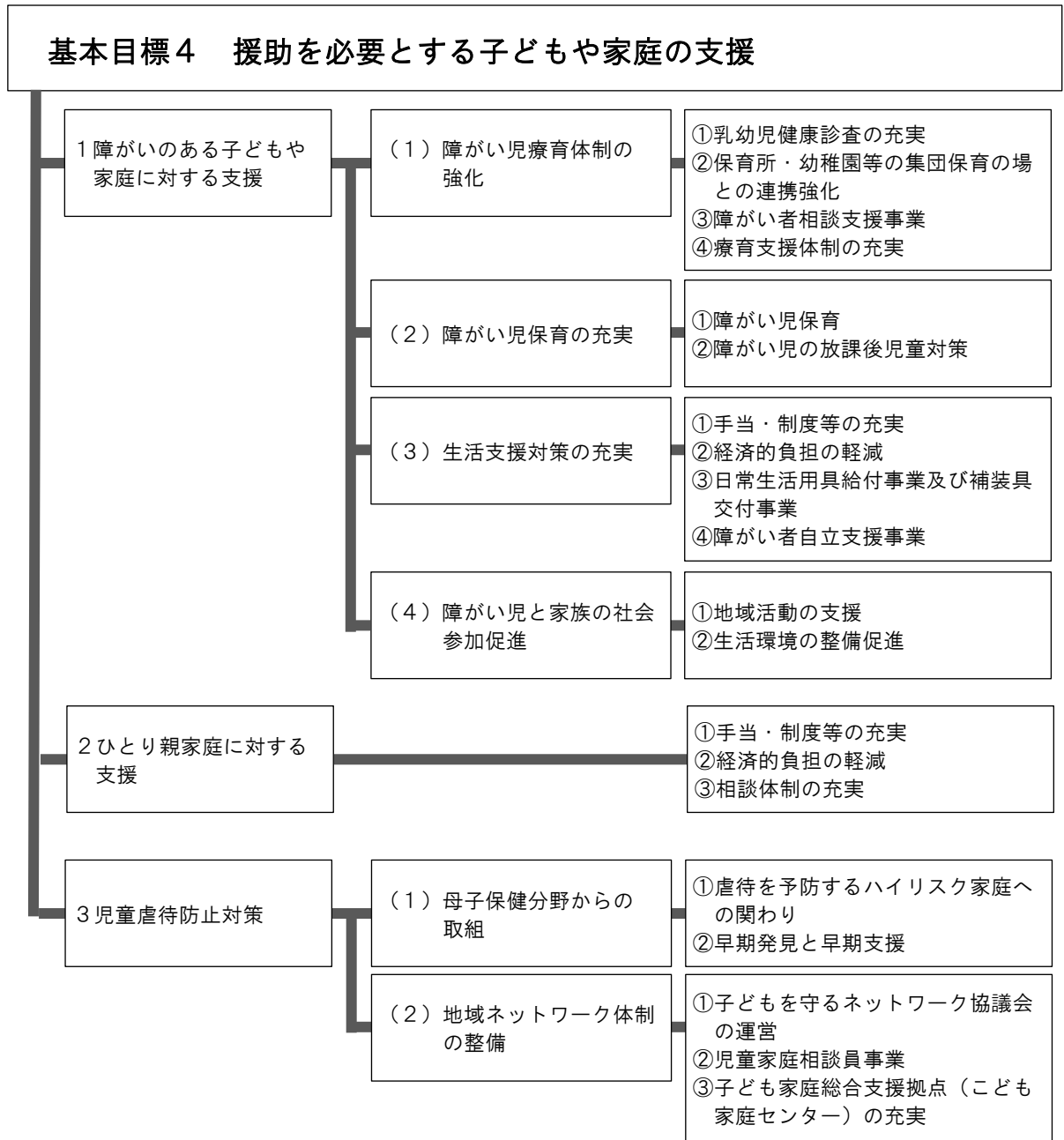
基本目標2 子育てと仕事の両立支援

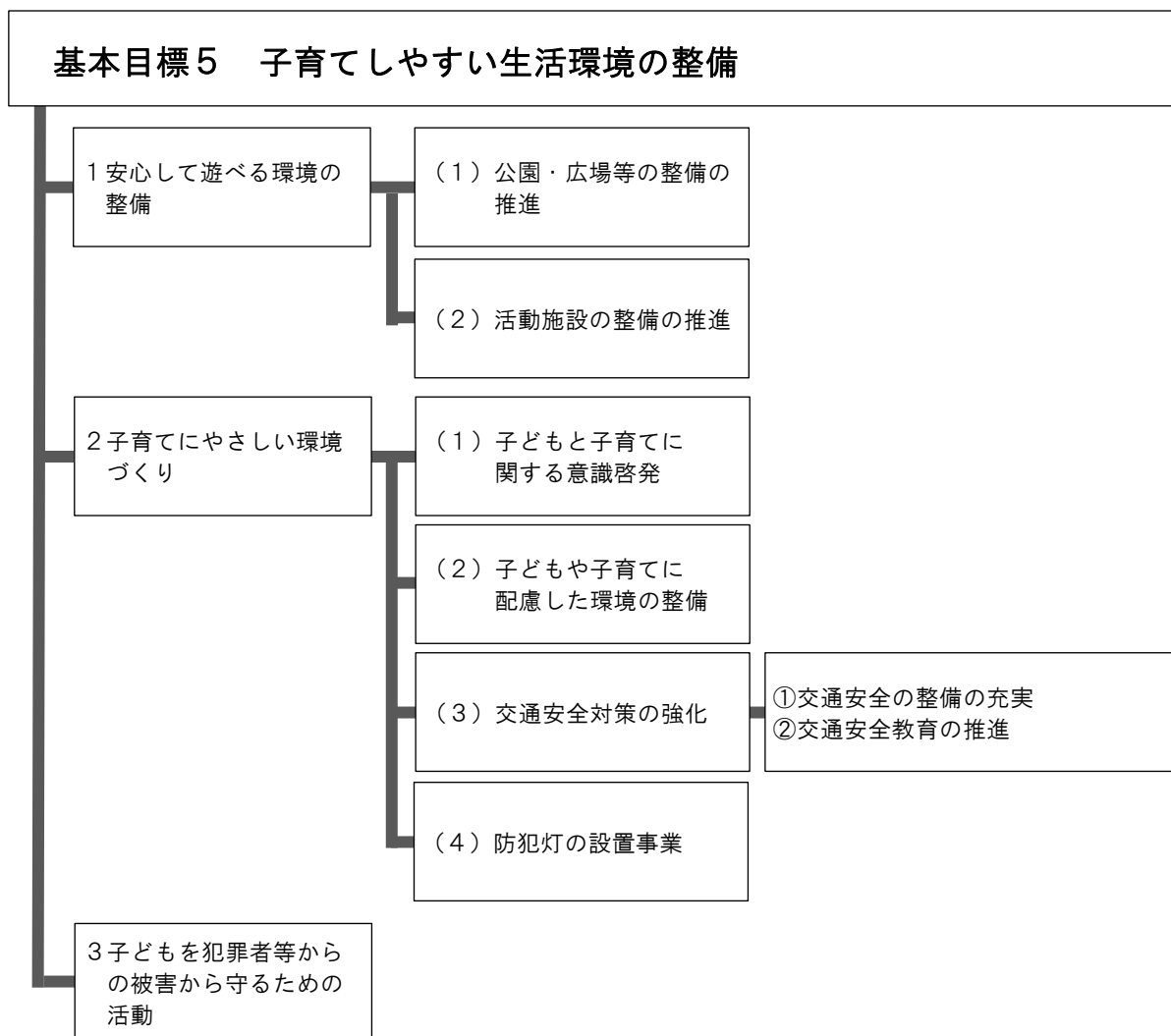




基本目標3 心豊かなたくましい子どもを育む教育・保育の推進







第4章

子育てに関する施策の展開

目標1:家庭における子育て支援

推進施策1 母子保健・医療体制の充実と健康づくり

産前・産後の支援や不妊治療の支援、妊婦・乳幼児に対する健康診査、健康相談、健康教育の充実、保健・医療機関との連携、予防接種の推進等に努め、安心して子どもを産み育てられる環境整備を図ります。

施策(1)妊娠・出産に向けた支援の充実

現状と課題

- 産前産後あんしんヘルパー派遣事業や産後ケア事業により、妊娠中や産後の体調不良により、育児や家事が困難な方への支援や、産後における心身の不安を和らげるためのケアに努めています。
- 不妊治療が必要な方へは、不妊治療費助成事業により、経済的な負担の軽減に努めています。

推進方策

- 妊娠・出産を希望する方の不安の解消や経済的な負担の軽減を図るため、引き続き、産前産後あんしんヘルパー派遣事業や産後ケア事業、不妊治療費助成事業等を実施し、安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

取組事業	担当課	第二期評価
①産前産後あんしんヘルパー派遣事業	健康環境課	新規
②産後ケア事業	健康環境課	新規
③不妊治療費助成事業	健康環境課	新規
④妊婦交通費助成事業	健康環境課	新規
⑤ウェルカムベビークラス	健康環境課	新規
⑥乳児家庭全戸訪問事業	健康環境課	新規
⑦養育支援訪問事業	健康環境課	新規



施策(2)健康診査の充実

現状と課題

- 母子の健康管理のため、妊婦、乳幼児に対する健康診査、健康相談、健康教室の実施の継続が必要となっています。
- 妊婦一般健康診査については、妊婦期間中 15 回の健康診査及び妊婦精密健康診査、産後 2 週間・1 か月健康診査費用の助成を実施しています。

推進方策

- 健康や発達等の状況を確認し、疾病や障害の早期発見と適切な治療や指導のために、健診の充実を図ります。また育児支援の観点から、育児力を持つための学習の場や交流の場として乳幼児健診の内容を充実させます。
- 妊婦一般健康診査や妊婦精密健康診査、産婦健康診査、3～4 か月児健康診査、9～10 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を引き続き実施していきます。
- 出産後から就学前までの切れ目のない乳児健康診査の実施を図るため、1 か月児健康診査及び、5 歳児健康診査の実施について検討します。

取組事業	担当課	第二期評価
①妊婦一般健康診査	健康環境課	A
②妊婦精密健康診査	健康環境課	A
③乳幼児健康診査	健康環境課	A

施策(3)健康づくり事業の充実

現状と課題

- 妊娠、分娩周辺期、新生児期、幼児期を通じての悩みや心配について、産前訪問及び乳幼児全戸訪問、相談支援や養育支援者等への訪問指導などを実施していますが、子育て期間中の一貫した母子保健の相談体制には、より一層の充実が必要となっています。

推進方策

- 鏡石町健康増進計画に基づき、母子の健康から子育てに関するものまで、相談や事業の充実を図っていきます。



取組事業	担当課	第二期評価
①健康相談	健康環境課	A
②訪問指導	健康環境課	A
③健康教室	健康環境課	A

施策(4)母子医療体制の整備

現状と課題

○保健・医療機関の連携により、小児医療の充実を図るとともに、乳幼児がかかりやすい病気や事故についての応急手当や疾病予防、早期発見など家庭における看護の知識・技術のより一層の普及に努める必要があります。

推進方策

○休日や夜間の急病に対し、近隣市町村や医療機関との連携を図り、診療体制の充実に努めます。また、小児科医による須賀川地方休日夜間診療体制についてより一層の充実に努めます。

施策(5)予防接種体制の推進

現状と課題

○予防接種法による定期予防接種は、個別接種により接種体制を整備しています。
○県内の個別接種体制と県外の償還払い対応にて、接種体制の充実を図り、適切な接種時期で接種できる体制を整備しています。

推進方策

○対象者へ個別通知により予防接種の有効性、安全性及び副反応、その他十分な周知を図るとともに、未接種者への勧奨を推進し、接種率の向上に努めます。

取組事業	担当課	第二期評価
①定期予防接種体制の整備	健康環境課	A
②安全性の確保と効果的接種の推進	健康環境課	A

推進施策2 食育の推進

食育は健康的な食習慣を身に付ける上で重要であり、子ども達の将来の健康を守り、生活習慣病の予防につながります。子ども達の正しい食習慣の形成を支援するため、食育の推進を図ります。

現状と課題

- 食生活をとりまく社会環境に変化がある中で、家庭・地域・教育機関と連携をとり、一人一人の発達段階に応じたバランスの良い食生活がおくれるように食育を推進することが必要です。
- 町内の幼保施設での食育教室をはじめ、郡山女子大学や関東学院大学と連携をし、食育授業の実施、講演会や料理教室を開催しています。
- 未就園児を対象とした親子での料理教室、鏡石町ヘルスメイトと連携した幼稚園、保育所の年長児を対象とした料理教室を実施し、体験型の食育により「食べる」ことの楽しさと重要性を、保護者や子どもへ向けて伝えています。

推進方策

- 鏡石町食育推進計画に基づき、健全な食習慣が形成できるように関係機関が連携し、今後も継続的な食育教室の実施により、児童・保護者に対し正しい食習慣の形成を支援しながら食育を推進します。

取組事業	担当課	第二期評価
①食育教室	健康環境課	A
②親子料理教室	健康環境課	A

推進施策3 子育て世代包括支援センター（こども家庭センター）の充実

核家族化の進行や地域の希薄化により、子育てに対する助言、協力を得ることが困難な家庭が増えています。

関係機関と連携を図りながら、妊娠から出産、子育て期における切れ目ない相談支援や身近で利用しやすい相談体制の整備、子育てに関する情報提供の充実に努めます。

施策(1)育児支援の観点から保健師等による相談の充実

現状と課題

- 妊娠前後や子育てに関する不安や悩みを解消し、子育てのよりよい環境づくりを支援するための個々のニーズに応じた相談体制の継続が必要です。
- 2019（平成31年）4月に、「子育て世代包括支援センター」を開設し、健康環境課と福祉こども課が連携して事業を実施しています。子育てに関するワンストップ相談窓口を設け、切れ目のない子育て支援を行っています。

推進方策

- 「子育て世代包括支援センター（こども家庭センター）」を中心に、妊娠から出産、子育て期の様々な不安や疑問に対する不安を軽減し、安心して育児にのぞめるよう乳幼児健診や家庭訪問、健康相談等できる相談体制を充実させていきます。
- 妊婦等包括相談支援事業については、妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

取組事業	担当課	第二期評価
①子育て世代包括支援センター（こども家庭センター）の充実	福祉こども課 健康環境課	A
②妊婦等包括相談支援事業	福祉こども課 健康環境課	新規



施策(2)地域に根ざした相談体制の整備

現状と課題

- 地域の身近な相談場所や体制づくりにより、地域の子育て力の向上について進めています。
- 子どもを守る地域ネットワーク協議会を通じて、児童家庭相談員と主任児童員などの関係機関と連携を図りながら、相談体制の強化につなげています。
- 2023（令和 5）年 10 月に、つどいの広場が児童館から健康福祉センターへの移転により、子育て講座の利用者は増加しています。

推進方策

- 個々の家庭の状況や子どもの成長段階に応じて、身近で利用しやすい地域に根ざした相談体制の整備に努めます。

取組事業	担当課	第二期評価
①相談窓口の充実	福祉こども課	B
②社会福祉協議会・民生児童委員による地域相談体制の整備	福祉こども課	B
③保育所、幼稚園、認定こども園等での子育て相談の充実	福祉こども課	B
④地域子育て支援拠点の充実（つどいの広場）	福祉こども課	A

施策(3)子育てに関する情報提供の充実

現状と課題

- 核家族化の進展により、子育てに関する相談や、子育てに関する各種情報提供の更なる充実が求められています。また、スマートフォンの普及に伴い、インターネットを活用した情報提供の充実も求められています。
- 子育てに関する総合的な情報誌「すこやか通信」を定期的に作成しており、子育てに関する情報について発信していきます。

推進方策

○子どもの保健・保育サービス等に関する各種制度や事業などの情報提供は、子育てパンフレットやインターネットを積極的に活用し、子育てや子育て支援に関する必要な情報を迅速に提供していきます。

取組事業	担当課	第二期評価
①情報提供窓口の充実	福祉こども課	B
②子育て情報の提供	福祉こども課	B

推進施策4 地域における子育て支援の推進

地域ぐるみで子育てを支える地域社会づくりを推進するため、子育て支援拠点において、安全な遊び場を提供し、子ども同士・親同士での交流促進や子育てサークル活動の支援等を図るとともに、子育てボランティアの活動支援に努めます。

施策(1)地域子育て支援活動の充実

現状と課題

- 家庭で子育てをしている親子などを対象として、安全な遊び場や交流の場の提供、子育て講座、子育てに関する情報交換、子育て相談の窓口、サークル活動支援などを目的として「つどいの広場」を開設し、子育て親子の交流の場や子育てに関する情報交換の場となっています。
- 町内外から多くの利用がありますが、さらなる利用者の増加を図り、保育所・認定こども園との連携を図ります。

推進方策

- 保育所や認定こども園などの施設と連携して、子育て支援体制のあり方の検討を進め、子育て支援の拠点としての活動の充実に努めます。

取組事業	担当課	第二期評価
①地域子育て支援拠点の充実 (つどいの広場)【再掲】	福祉こども課	A



施策(2)育児仲間づくりへの支援

現状と課題

- 都市化による育児の疎外感や密室育児などによる孤立の解消が求められており、より多くの親子や親同士の交流の場が必要となっています。
- 2023（令和 5）年 10 月のつどいの広場の移転により、町内外からつどいの広場の利用者数が増加し、利用者の拡大や親同士の交流の場づくりに努めてきました。

推進方策

- 子ども同士や親子の交流を図り、子育てを介した仲間づくりのために、住民主体による育児サークルを支援します。

取組事業	担当課	第二期評価
①育児サークルへの支援	福祉こども課	B

施策(3)子育てに関するボランティア活動の推進

現状と課題

- 地域の養育力低下が叫ばれており、住民による子育ての支援の方法など各種の体制づくりなどが必要となっています。
- 図書館で活動する読み聞かせボランティア「あゆみらい」の活動を支援し、読み聞かせ活動など読書活動の推進を行ってきました。

推進方策

- 住民による地域での子育て支援活動を積極的に支援し、地域の子育て機能の充実を目指します。

取組事業	担当課	第二期評価
①読み聞かせボランティアの活動支援	教育課	A

推進施策5 子育て家庭の経済的支援

子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化や医療費助成、町独自の経済的な支援に努めます。

施策(1)保育所・幼稚園等の保育料の無償化及び適正化

現状と課題

- これまでも保育料を国の基準より軽減してきましたが、2019（令和元）年 10 月より、3歳～5歳児を対象に幼児教育・保育無償化を実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めてきました。
- 2019（令和元）年 10 月からの幼児教育・保育無償化に合わせて、町独自で3歳～5歳児を対象に、食材料費のうち副食費相当分を支給しています。

推進方策

- 引き続き、3歳～5歳児及び0歳～2歳児の住民税非課税世帯を対象に幼児教育・保育無償化を実施し、経済的負担の軽減を図ります。
- 無償化対象外の0歳～2歳児について、保育料のあり方について検討します。

取組事業	担当課	第二期評価
①保育料等の無償化・適正化	福祉こども課	B
②実費徴収に係る補足給付を伴う事業	福祉こども課	B



施策(2)教育費の経済的支援

現状と課題

- 各種制度の周知とともに適正な援助費の支給に努めてきました。
- 育英資金貸付制度については、年々利用者が減少していることから、一部見直し等の検討が必要となっています。

推進方策

- 経済的理由により、就学（修学）が困難となる家庭への経済的援助を図り、安心して学業に取り組めるよう支援に努めます。

取組事業	担当課	第二期評価
①要保護・準要保護児童生徒援助費支給事業	教育課	A
②育英資金貸付制度	教育課	D

施策(3)各種手当、医療費の助成

現状と課題

- 各種手当や助成制度の周知により、その利用を促進し、さらに制度の拡充などが求められています。
- こども医療費助成（高校生以下の児童）、ひとり親家庭医療費助成（高校生以下の児童をもつひとり親）を実施しています。

推進方策

- 引き続き、各種手当、医療費の助成により、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。

取組事業	担当課	第二期評価
①手当制度の充実	福祉こども課	A
②医療費助成事業の充実	福祉こども課 税務町民課	A
③食育推進奨励金支給事業	福祉こども課	A

目標2：子育てと仕事の両立支援

推進施策1 多様な保育サービスの充実

子育てと仕事の両立ができる支援体制づくりを推進するため、多様な保育サービスの提供を図ります。

施策(1)保育施設の機能強化

現状と課題

- 児童数が減少する一方、共働き家庭の増加により、3歳未満児の保育ニーズが高まっています。また、保育サービスの質の向上はもとより、多様化した保育サービスについての情報をいかに効率的に発信できるようにするかが大切になってきます。
- 保育関係者の研修機会の充実については、福島県や民間団体の実施する保育士等の研修会の情報を提供しています。
- 鏡石保育所が2018（平成30）年度から公私連携型保育所への移行に伴い、人的支援を実施しています。今後は、施設の老朽化による大規模改修・建て替え・認定こども園の整備等の支援を行っていきます。

推進方策

- 多様な保育サービスのニーズに対応した保育環境の施設を整備するとともに、保育体制の強化を図ります。
- 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育事業等）の参入を図るなど柔軟な体制づくりについても検討を進めます。
- 今後も保育利用率の増加が予想される中で、地域での役割の重要性を認識し、入所希望者の動向を見据えながら、認定こども園の整備や幼保施設の役割を研究し、必要な施設・事業を検討します。

取組事業	担当課	第二期評価
①認定こども園整備事業	福祉こども課	B
②地域子育て支援の役割の強化	福祉こども課	C
③保育関係者の研修機会の充実	福祉こども課	B
④鏡石保育所の運営支援	福祉こども課	B

施策(2)多様な保育サービスの充実

現状と課題

- 近年は、働き方改革や保護者の勤務形態の多様化により、従来の画一的な保育サービスでは対応しきれない保育環境となっております。さらには、都市化の進行による核家族化などがこの傾向に拍車をかけていると言われており、早急な対応が求められています。
- 低年齢児（０歳児）の保育は、認定こども園（１カ所）、保育所（２カ所）で実施しておりますが、保育ニーズの高まりから希望が多く、年度途中から待機児童が発生しています。
- 延長保育、預かり保育、一時保育も、認定こども園（２カ所）、保育所（２カ所）で実施しておりますが、一時保育については緊急時の受入れが困難な場合もあり、休日保育については、職員配置や施設運営費等の課題があり、推進できませんでした。

推進方策

- 核家族化の進行や保護者の就労形態多様化に対応できるよう、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、低年齢児保育、延長保育等、多様な保育サービスの提供に努めます。
- 病児・病後児保育については、2019（平成 31）年度から認定こども園（１カ所）で体調不良型の事業を開始し、保育中に体調不良になった園児を看護師が保育しています。また、郡山市と協定を締結し、2020（令和２）年度から郡山市内の病児保育施設を、市民と同様の負担で利用できる事業（広域利用）を実施しています。

取組事業	担当課	第二期評価
①乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	福祉こども課	新規
②低年齢児（０歳児）の保育	福祉こども課	B
③延長保育	福祉こども課	A
④預かり保育	福祉こども課	A
⑤一時保育	福祉こども課	B
⑥休日保育	福祉こども課	E
⑦病児・病後児保育	福祉こども課	B

推進施策2 放課後児童対策の充実

小学生が放課後に安全に過ごせる重要な居場所として、放課後児童クラブの体制整備を推進します。また、地域と連携した遊びや活動を通して、子どもの自主性や社会性、創造性を育む取組を推進します。

施策(1)放課後児童対策の充実

現状と課題

- 共働きや核家族化等の増加により、今後も低学年を中心に利用者が増加することが見込まれており、運営内容の充実や施設整備の検討が必要となっています。
- 現在、町内小学校（2カ所）で全学年において受入れを実施しており、待機児童は発生していません。また、二小学区の児童が増加していることから、二小放課後児童クラブの拡充・改修など、保育環境の改善を図っています。

推進方策

- 放課後保育を必要とする子ども達が、自主性や社会性を育ていけるような活動や健全育成に努めます。また、すべての利用希望者が放課後児童クラブを利用できるような体制の整備に努めます。

取組事業	担当課	第二期評価
①放課後児童クラブ事業の推進	福祉こども課	B

施策(2)地域活動の充実

現状と課題

- 放課後児童クラブでは、老人クラブ等の皆さんと多世代間交流を行っています。
- 夏休みには、小学校（2カ所）において、社会福祉協議会やボランティアの皆さんと工作教室を実施し、交流を図っています。

推進方策

- 今後も、老人クラブやボランティアなどの皆さんと創作活動などを通じて、多世代間交流を推進し、社会性を学びながら放課後活動の充実に努めます。

取組事業	担当課	第二期評価
①工作教室の開催	福祉こども課	B

推進施策3 仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）

男女の区別なく子育てと仕事の両立を促進するため、事業所等に対して、子育てを支援する制度内容等の周知を図り、男女共同参画の推進や育児休業制度等の活用促進を図ります。

施策(1)子育てに配慮した環境の整備及び父親の育児参加の促進

現状と課題

- 子育て期と重なる年代の長時間労働の是正が課題となっています。長時間労働は、女性の職場での活躍や男性の子育て参加を拒む要因にもなります。男女両方が子育てしながら働き続けることができる環境の整備が必要です。

推進方策

- 女性が子育てしやすい環境を整備するため、多様な保育サービスや地域における子育て支援の充実に努めるとともに、男性の育児参加や男性も含めた働き方の見直し等による職場における子育て支援の充実について啓発を進めます。

施策(2)育児休業制度の普及・充実

現状と課題

○育児や介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立支援を目的とした制度ですが、本町のアンケートでは、女性の取得率は就学前で 66.7%と高くなっている一方で、男性の取得率は 8.4%にとどまっており、職場の理解が低く、制度が有効に活用されていないのが現状となっています。

推進方策

○安心して子育てができるような雇用環境と働きやすい職場環境の整備を進めるため、事業所等に対して各種制度の普及啓発に努めるとともに、育児休業制度の充実のため、取得しやすい環境の整備に努めます。

取組事業	担当課	第二期評価
①育児休業制度等の普及と促進	福祉こども課	D

施策(3)職場における母性健康管理措置の推進

現状と課題

- 男女雇用機会均等法の改正（1998(平成 10)年 4 月）により女性労働者の妊娠中及び出産後の母性健康管理の措置が義務化されていますが、周知徹底されていないのが現状であると言われています。
- 母子健康手帳交付時に、妊娠中の健康診査の受診票を交付や、母性健康管理指導事項連絡カードを配布し、利用を促しています。
- 妊娠中の健康診査については、委託医療機関での受診、県外医療機関受診への償還払い対応により、受診推奨を行ってきました。

推進方策

○安心して出産できるよう、妊娠中の女性労働者の職場における健康管理体制を推進するため、母性健康管理措置の促進を図ります。

取組事業	担当課	第二期評価
①母性健康管理指導事項連絡カードの利用促進	健康環境課	A
②妊娠中の健康診査の適正受診の推進	健康環境課	A

目標3:心豊かなたくましい子どもを育む教育・保育の推進

推進施策1 多様な体験活動の推進

多様な体験は子どもの興味・関心を深め、将来の目標や夢を見つけるきっかけとなります。子ども達が自ら挑戦し、創造力や好奇心を育みながら、個性を伸ばすことができるよう、スポーツ・文化活動や地域活動等、多様な体験機会・体験活動の場の提供に努めます。

施策(1)体験活動の推進

現状と課題

- 人間性豊かでたくましい主体性のある青少年を育成するための機会の充実や拡充が求められています。
- 子ども達の社会性を養うことを目的とした青少年教室「アドベンチャークラブ」を実施し、「尾瀬探勝」、「秋の自然観察」、「スキー教室」などの活動を行っています。

推進方策

- 多様な学習活動や体験活動の機会の充実を図り、積極的に事業を推進していきます。

取組事業	担当課	第二期評価
①青少年教室	教育課	A

施策(2)スポーツ活動の推進

現状と課題

- 子ども達を取り巻く生活環境が大きく変化し、それに伴い運動習慣（経験）の二極化を生み、体力・運動能力の低下、肥満傾向児童の増加などが顕著になっています。
- 子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、各人のレベルに合わせて参加できる総合型地域スポーツクラブの自立的な運営の支援を行っています。

推進方策

○スポーツを通し、健康・体力増進とたくましい人間性を育てるため、地域スポーツ活動等への支援を図ります。

取組事業	担当課	第二期評価
①総合型地域スポーツクラブの支援	教育課	A

施策(3)文化活動の推進

現状と課題

○生涯学習文化協会が主体となる「秋の文化祭」や各種講座を開催しています。また、著名な講師を招き、文化講演会も実施しています。

推進方策

○文化活動の拠点として図書館や公民館の機能の充実を図り、子どもの感性や探求心を豊かに育てる事業の推進に努めます。

取組事業	担当課	第二期評価
①各種講座の開催	教育課	A
②文化講演会の実施	教育課	A

施策(4)地域活動の推進

現状と課題

- 次世代の育成を地域全体で支援していくために、各地域の子育て家庭のつながりや交流の場が求められています。
- 子どもの健全育成を目的に、夏休み中に子ども会スポーツ・レクリエーションなどのイベントを開催しています。
- 青少年の健全育成のため、町青少年育成町民会議の活動の充実を図るべく、T P T（少年の少年による非行防止活動）や少年の主張鏡石町大会を開催しています。

推進方策

○地域活動を通して、子どもや保護者、地域の住民の交流や連帯感を促進し、地域活動の活性化を図ります。

取組事業	担当課	第二期評価
①子ども会育成会活動の支援	教育課	B
②青少年町民会議の充実	教育課	A

推進施策２ 家庭・幼児・学校教育の充実

幼児期・学童期は、子どもの発達において、重要な時期です。学ぶ楽しさを知り、学習意欲を高めるとともに、集団生活において、自他の尊重や他者への思いやり等を学びながら、健やかに成長することができるよう、幼児教育・学校教育、家庭教育を推進します。

施策(1)家庭教育事業の推進

現状と課題

- 核家族化や都市化の進行による社会環境や生活様式の変化、地域のつながりの希薄化により子育てへの不安が増大するなど、家庭の教育力の低下が課題となっており、その向上が求められています。
- 学校・地域・家庭のもつそれぞれの教育力の向上を目的として、教育委員会、各学校幼稚園等において家庭教育学級を開催しています。また、乳幼児検診やつどいの広場を通じて、保護者の子育てに関する必要な情報提供も行っています。

推進方策

- 今後も引き続き、家庭教育学級の開催や、乳幼児健診やつどいの広場を通じて、子育てに関する必要な情報提供を行い、家庭の教育力向上を図っていきます。

取組事業	担当課	第二期評価
①家庭教育学級	教育課	B
②子育てや子どもに関する情報の提供	福祉こども課	B

施策(2)保育・幼児教育の充実

現状と課題

○現在、町立幼稚園1園、私立こども園2園、私立保育所2カ所において、幼児教育及び保育が実施されています。

推進方策

○集団保育活動の中で、遊び、生活体験や、身近な自然や地域との関わりを通して豊かな感性や思考力の基礎を養い、探求心を育てるため、認定こども園や保育所等の幼児教育及び保育の充実を図ります。

取組事業	担当課	第二期評価
①幼保施設における保育・幼児教育の推進	教育課	A

施策(3)学校教育の充実

現状と課題

- 幼・小・中の連携を図り学力向上に取り組んでいますが、震災後、家庭や発達の問題が顕在化し、なかなか学力が定着しない児童生徒が増えてきています。
- 鏡石町学校教育指導の重点「確かな学力」を育むための指導の充実に努めています。
- 不登校状態にある児童生徒に対し、カウンセリングや小集団活動などの自主性・社会性を高める指導を行い、学校生活への復帰を支援する「若草教室」を運営しています。
- 小・中学校の児童生徒の不登校などの相談活動や、学校・家庭との連携による指導、援助を行うために、SSW（スクールソーシャルワーカー）を配置し、学校教育における適切な指導・助言及び学校の学力の向上を図るため指導主事を配置しています。
- 児童生徒を取り巻く環境が変化する中、健全に成長していくための環境を作り出すとともに、産学官民が連携して取り組むことにより多様な学びの機会を創出し、地域を担う人材の育成や地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

推進方策

- 「確かな学力」の習得に向け、子ども達が知識及び技能を獲得したり、思考力・判断力等を身に付け、主体的に学ぶことができるよう学校教育の充実を図ります。
- 学校・家庭・地域が相互に連携を図り、子どもの「生きる力」を育むため、子どもの主体性や自主性を促進する支援の充実を図ります。



取組事業	担当課	第二期評価
①学校教育の充実	教育課	A
②適応指導教室（若草教室）	教育課	A
③指導主事設置事業	教育課	A
④学校支援地域本部事業	教育課	A

推進施策3 学校保健活動の充実

児童生徒の心身の健全な育成を図るため、学校保健活動を推進します。

施策(1)学校保健活動の推進

現状と課題

- 児童生徒のこころとからだの健康の健全な育成の方策が多方面の連携を図りながら求められています。
- 2016（平成 28）年度より、小学校の全学年を対象にフッ化物洗口を実施し、長期休業前に歯磨きの習慣性についての呼びかけを行い、むし歯予防の推進に努めています。

推進方策

- 学校における児童生徒の心身の健康づくりのため、健康教育や相談体制の充実を図り、地域保健・福祉との連携を密にした保健活動を進め、学校保健委員会を開催していきます。

取組事業	担当課	第二期評価
①歯科保健事業	教育課	B
②歯科教室（小学校）	教育課	A
③保健体育教育（中学校）	教育課	A
④学校保健委員会の推進	教育課	新規

推進施策4 次世代の親の育成

いずれ親となる子ども達が、家庭を築くことや家族の大切さについて考える機会を提供し、将来、家庭を築くこととなった際に、良好な親子関係を築きながら、共に成長していくことができるよう、次世代の親の育成に努めます。

現状と課題

○核家族化や情報通信機器の急速な普及・発達などの影響により、人と人とのコミュニケーションや意思疎通が図れないなど人間同士のつながりの希薄さが目立つようになったと言われています。親子の語らいなどの場が欠如し、子どもにどう向き合っていくかわからないなど子育てに迷いや不安を抱く親が急増していると言われています。

推進方策

○次代の親である子どもに対して、家庭を築くことや子どもを生み育てることがいかに大切であり必要であるかなどの意義に関する教育や啓発などについて、各関係機関と連携しながら中長期的に取り組んでいきます。

目標4:援助を必要とする子どもや家庭の支援

推進施策1 障がいのある子どもや家庭に対する支援

『鏡石町障がい者計画・第7期鏡石町障がい福祉計画・第3期鏡石町障がい児福祉計画』との整合を図りながら、障害者基本法に位置付けられた「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族への支援に努めます。

施策(1)障がい児療育体制の強化

現状と課題

- 障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して暮らせるようにする観点から各関係機関の円滑な連携による各種のサービスの利用など障がい児の療育体制の総合的な取組が求められています。
- 発達や発育に問題を抱えている児童の早期発見のために、乳幼児健康診査によるスクリーニングを強化・充実し、適切な支援につながるような体制を整え、関係機関と連携し、早期発見・迅速な対応につなげています。
- 相談体制整備のために相談事業所と委託契約し、窓口相談により相談事業所につなげたほか、保健師との連携により、障がい児の適した療育が受けられるよう、福祉サービスを提供しています。

推進方策

- 発達の遅れや障がいがある子どもとその家族を支援するため、早期発見・相談・療育体制の強化を図ります。また、保健・医療・保育・教育関係機関との連携を強化し、個々の早期対応を図ります。

取組事業	担当課	第二期評価
①乳幼児健康診査の充実	健康環境課	A
②保育所・幼稚園等の集団保育の場との連携強化	福祉こども課	B
③障がい者相談支援事業	福祉こども課	B
④療育支援体制の充実	福祉こども課	B

施策(2)障がい児保育の充実

現状と課題

- 保育所や幼稚園、認定こども園などの教育機関での障がい児の受入れ態勢の整備推進とともに、各種の子育て支援事業との連携が求められています。
- 受入れ施設に対しては、補助金を支給し障がい児の受入れについて引き続き支援していきます。

推進方策

- 集団保育が適当である障がい児に対し、保育所や幼稚園、認定こども園などでの受入れを推進します。また、障がい児の特性等に配慮し、家庭、主治医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切な保育の実施に努めます。
- 障がいのある児童とない児童との統合保育により、障がい児の心身の発達を促進します。子ども同士の交流により、子どもの健全育成を図るため、保育所、認定こども園などでの保育受入れを促進し、一人一人に応じた保育の充実に努めます。

取組事業	担当課	第二期評価
①障がい児保育	福祉こども課	B
②障がい児の放課後児童対策	福祉こども課	B

施策(3)生活支援対策の充実

現状と課題

- 各種手当や共済制度の周知の徹底と、制度の充実が求められています。
- 特別児童扶養手当の適正な支給や、日常生活用具給付事業及び補装具交付事業のほか、障がい福祉サービスや地域生活支援事業によるサービス提供を行っています。

推進方策

- 障がい児と家族の生活の安定、社会生活を支援するため、経済的負担の軽減や福祉サービス等生活支援対策の充実に図ります。



取組事業	担当課	第二期評価
①手当・制度等の充実	福祉こども課	A
②経済的負担の軽減	福祉こども課	A
③日常生活用具給付事業及び補装具交付事業	福祉こども課	B
④障がい者自立支援事業	福祉こども課	B

施策(4)障がい児と家族の社会参加促進

現状と課題

○障がいのある子ども達が各種の地域活動に積極的に参加できるような活動を支援する必要があります。

推進方策

○障がい児とその家族が地域社会の中でいきいきと生活できるよう、社会参加への支援を図っていきます。

取組事業	担当課	第二期評価
①地域活動の支援	福祉こども課	D
②生活環境の整備促進	福祉こども課	D

推進施策2 ひとり親家庭に対する支援

ひとり親家庭における経済的な負担や精神的な負担の軽減を図るため、経済的な支援や相談支援に努めます。

現状と課題

- 近年の社会状況や個人意識の変化などにより、全国的にひとり親家庭は増加しています。本町でも、ひとり親家庭の割合は高い傾向にあり、2024（令和 6）年度は約 120 世帯となっています。それらの家庭への情報提供、相談・支援の充実、児童の健全育成を図るため、適切な支援をする必要があります。
- 児童扶養手当支給、ひとり親家庭医療費助成など経済的負担の軽減を図っています。
- 児童家庭相談員を配置し、相談体制の充実を図っています。

推進方策

- ひとり親家庭の生活安定と自立支援を図るため、経済的負担の軽減や関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。

取組事業	担当課	第二期評価
①手当・制度等の充実	福祉こども課	A
②経済的負担の軽減	福祉こども課	A
③相談体制の充実	福祉こども課	A

推進施策3 児童虐待防止対策

児童虐待は、子育て世帯の地域からの孤立や経済的な問題など、様々な要因により発生し、子どもの心身に深い傷を残します。複雑な問題に対して、効果的に対応できるように、様々な関係機関と連携しながら、子どもの心身の安全を守るため、児童虐待の予防、早期発見・早期支援、再発防止に向けた取組を推進します。

施策(1)母子保健分野からの取組

現状と課題

- 子どもの虐待を生じさせている家族は、経済、育児、保健、医療等々の多問題を抱え、家族の養育機能を低下させて虐待を引き起こしている場合が多く、乳幼児検診や育児相談などを通して児童虐待の発見やそれに対する必要な支援などにより一層取り組む必要があります。
- 家庭訪問や乳幼児検診、育児相談等で、育児不安や育児困難等に悩む母親等へ継続的な支援を行うとともに、関係機関との情報共有・連携を図り虐待予防、早期支援に努めてきました。

推進方策

- 子どもの虐待は、子どもの心身の健やかな発達が妨げられることであり、母子保健の課題でもあります。虐待の予防、早期発見・早期支援、そして再発防止に向けて母子保健の視点から取り組んでいきます。

取組事業	担当課	第二期評価
①虐待を予防するハイリスク家庭への関わり	福祉こども課 健康環境課	A
②早期発見と早期支援	福祉こども課 健康環境課	A

施策(2)地域ネットワーク体制の整備

現状と課題

- 虐待には複雑な問題がいくつも絡んでいる場合が多いことから、各関係施設、関係者が相互に連絡協力し合うネットワークを組んで対応することが重要であり、児童虐待の早期発見や防止に迅速かつ効果的に対応していく必要があります。
- 代表者会議、実務者会議、定例会（毎月）の他、個別ケース会議を開催し、情報収集・対応策の検討をしていきます。
- 児童家庭相談員は、保健師やSSW（スクールソーシャルワーカー）、児童福祉施設（学校、幼稚園、保育所、こども園等）等からの情報をもとに、子どもを守る地域ネットワーク協議会のメンバーとして、相談体制や情報交換につなげています。
- 2023（令和5）年1月に「子ども家庭総合支援拠点事業」を開設し、18歳までの子ども及びその家庭並びに妊産婦等を対象に、実情把握や情報提供、相談対応、調査、指導、関係機関との連絡調整等必要な支援を実施しています。

推進方策

- 虐待の疑いのある児童の早期発見や適切な対応を行うために、各関係機関での情報の共有化や問題を抱える家庭への支援の方法などを検討し、子どもの心身の安全を地域全体で守っていくことに努めていきます。
- 「子ども家庭総合支援拠点（こども家庭センター）」を中心に、子どもが社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努め、さらに要支援児童、要保護児童とその保護者及び特定妊婦を対象とした支援体制の充実に努めます。

取組事業	担当課	第二期評価
①子どもを守るネットワーク協議会の運営	福祉こども課	B
②児童家庭相談員事業	福祉こども課	A
③子ども家庭総合支援拠点（こども家庭センター）の充実	福祉こども課	B

目標5:子育てしやすい生活環境の整備

推進施策1 安心して遊べる環境の整備

子どもがのびのびと健やかに成長することができるよう、安全・安心な遊び場の提供に努めます。

施策(1)公園・広場等の整備の推進

現状と課題

○児童に健全な遊びを与えとともに安心して遊べる場所としての児童公園や都市公園などの維持補修や整備が求められています。

推進方策

○子ども達の身近な外遊びの場所として児童公園の適正な管理を行いながら、スポーツ、レクリエーション、コミュニティの場として整備をしていきます。

施策(2)活動施設の整備の推進

現状と課題

○児童の健康増進や情操を豊かにするとともに交通・水難等の事故から守るために各種施設の有効利用が求められています。

推進方策

○身近に利用できる図書館、体育施設など子どもの活動施設の整備を図り、子ども達が安心して遊べる環境を整備していきます。

推進施策2 子育てにやさしい環境づくり

妊産婦や子ども連れ、児童生徒が安心して生活することができるよう、公共施設の段差解消や通学路への防犯灯の設置、交通安全教室の推進などを図ります。

施策(1)子どもと子育てに関する意識啓発

現状と課題

〇都市化の進行による核家族化など家庭での養育能力の低下とともに地域での連帯感の希薄化も叫ばれていることから、育児や愛情の大切さの意識の向上の啓発が求められています。

推進方策

〇子どもと子育てに対する地域住民の連携意識を高め、子育てしやすいまちづくりを目指します。

施策(2)子どもや子育てに配慮した環境の整備

現状と課題

〇いくつかの公共施設には、段差解消などにより妊産婦や乳幼児連れでも安心して利用できるよう整備が進められていますが、すべての施設を整備しているわけではありません。このことから全施設への整備を進め、安心して利用できる施設づくりが求められています。

推進方策

〇歩道の段差解消や公共施設での出入り口の段差解消、ベビーベッド等の設置、子育て世帯が安心して利用できるトイレ整備など、子育てに配慮した設備の整備を図ります。



施策(3)交通安全対策の強化

現状と課題

- 各関係機関から信号機や横断歩道等の設置要望を取りまとめ、設置権限のある関係機関へ要望するとともに、歩道の設置や道路の改良などを交通安全の観点からも進めていきます。
- 公安委員会への要望による環境改善や交通安全協会によるカーブミラーの設置効果もありますが、事故件数はやや増加しています。
- 保育所・幼稚園児を対象に体験型交通安全教室を開催し、交通安全思想を普及することができました。

推進方策

- 関係機関団体との協力を得て、交通環境を整備するとともに、幼児や児童の交通安全教育の推進を図ります。

取組事業	担当課	第二期評価
①交通安全の整備の充実	総務課	B
②交通安全教育の推進	総務課	B

施策(4)防犯灯の設置事業

現状と課題

- 各行政区や学校関係からの各通学路への設置要望により順次設置しています。
- 防犯灯の LED 化により、通学路等を中心に以前より明るくなりました。今後も地区住民の要望も踏まえ、必要箇所に順次設置していきます。

推進方策

- 児童生徒の安全を最優先に通学路を中心に防犯灯（LED）の設置・整備を進めていきます。

推進施策3 子どもを犯罪者等からの被害から守るための活動

子ども達を犯罪やインターネットトラブルから守るため、警察など関係機関との連携に努めるとともに、地域全体での見守りを推進します。

現状と課題

- 関係機関のみならず、全町民が一丸となって、防犯意識を高め「犯罪をゆるさない、見逃さない、住民の目」を広げ、子どもを犯罪者等の被害から守るための活動の推進が求められています。
- 青色回転灯車両により、危険箇所や不審者がいないか、毎週パトロールを実施しています。

推進方策

- 警察など関係機関と協力をしながら、パトロールや犯罪防止活動を展開していきます。
- 子どもの安全確保及び、子どもに関わる犯罪を抑止するため、関係機関と連携・協力し、子どもが通る・集まる場所への防犯カメラの設置が進むようにしていきます。

第5章

子ども・子育て支援事業の展開



1 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案し、区域ごとに事業の必要量を算出することとされています。

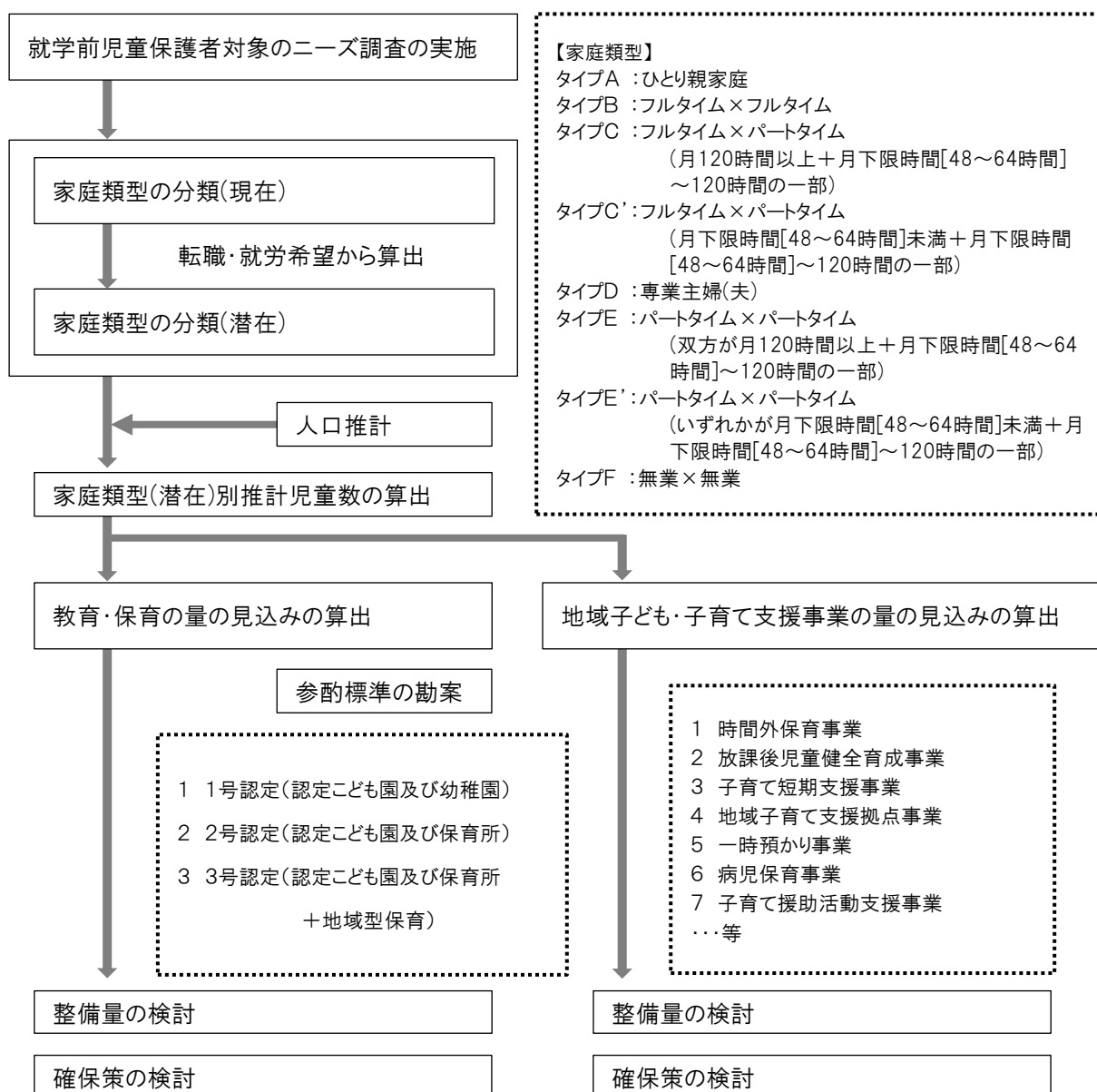
本町では、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案し、鏡石町全域を1区域として設定しました。

2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の手順

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、子ども人口の推計や各事業の実績、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査結果をもとに、国が示した「『量の見込み』の算出等の考え方」を踏まえながら、算出を行いました。

■「『量の見込み』の算出等の考え方」に基づくニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、0～5歳では、2029（令和7）年には527人と推計され、2024（令和6）年の570人から43人（7.5％）の減少が予測されています。

6～11歳では、2029（令和7）年には648人と推計され、2024（令和6）年の708人から60人（8.5％）の減少が予測されています。

■子ども人口の推移と推計

単位：人

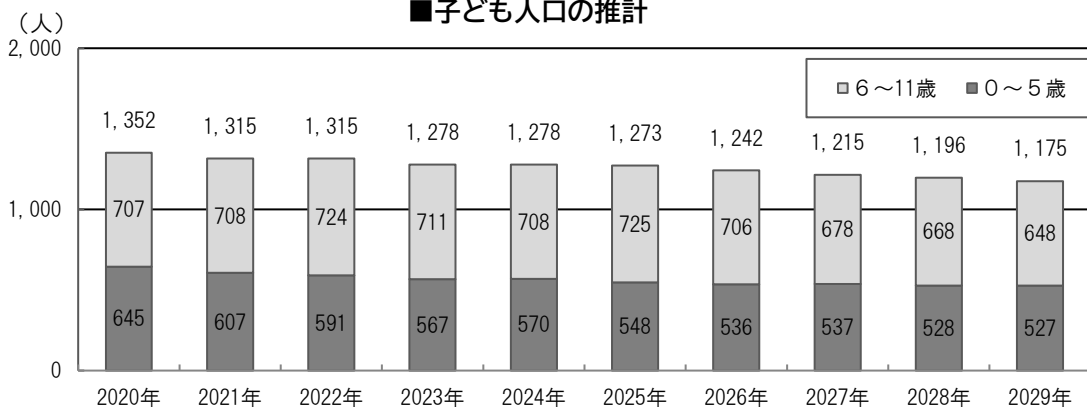
	実績値					推計値				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0～11歳	1,352	1,315	1,315	1,278	1,278	1,273	1,242	1,215	1,196	1,175
0歳	94	69	83	73	82	78	77	75	75	75
1歳	105	98	75	88	84	89	85	83	83	82
2歳	113	109	98	80	94	88	93	88	87	85
3歳	105	112	110	100	86	97	90	95	90	90
4歳	104	109	113	115	104	89	99	93	98	94
5歳	124	110	112	111	120	107	92	103	95	101
0～5歳	645	607	591	567	570	548	536	537	528	527
6歳	127	125	114	115	113	123	109	93	104	97
7歳	107	128	126	114	118	114	123	111	94	106
8歳	118	108	130	129	115	119	116	126	112	96
9歳	127	119	107	128	127	114	118	115	125	111
10歳	101	127	119	106	128	126	113	119	114	124
11歳	127	101	128	119	107	129	127	114	119	114
6～11歳	707	708	724	711	708	725	706	678	668	648

資料：2020年～2024年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2025年～2029年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

『子ども女性比』は15～49歳女性人口に対する比とするのが一般的ですが、国立社会保障・人口問題研究所が2023（令和5）年に実施した推計では『子ども女性比』の分母を「15～49歳の女性人口」から「20～44歳の女性人口」に変更したことに倣い、『子ども女性比』の分母を「20～44歳の女性人口」に変更して推計しました。

■子ども人口の推計



（３）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査の結果から家庭類型の現在割合とともに、今後１年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計しました。

■児童(0～5歳)の家庭類型(現在・潜在)の割合

家庭類型	説 明	現 状	単位：％	
			現 状	潜 在
タイプＡ	ひとり親家庭	6.0		6.0
タイプＢ	フルタイム×フルタイム	56.4		60.9
タイプＣ	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	23.3		21.1
タイプＣ’	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	3.0		3.4
タイプＤ	専業主婦（夫）	11.3		8.6
タイプＥ	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0		0.0
タイプＥ’	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0		0.0
タイプＦ	無業×無業	0.0		0.0

そして、2025（令和7）年度～2029（令和11）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出しました。

■推計年度別の児童数(0～5歳)

家庭類型	潜在割合	単位：％（潜在割合）、人（児童数）				
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
タイプＡ	6.0	33	32	32	32	32
タイプＢ	60.9	334	326	327	322	321
タイプＣ	21.1	115	113	113	111	111
タイプＣ’	3.4	19	18	18	18	18
タイプＤ	8.6	47	46	46	46	46
タイプＥ	0.0	0	0	0	0	0
タイプＥ’	0.0	0	0	0	0	0
タイプＦ	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	548	536	537	528	527

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況

(1) 教育・保育に関する施設・事業

教育・保育に関する施設・事業を利用する場合は、町から支給認定を受ける必要があります。支給認定は、次の区分に分かれ、それぞれ利用できる施設が決まっています。

■認定区分ごとの対象となる子どもと利用できる施設

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、 保育を必要としない子ども	幼稚園、認定こども園（教育部門）
2号認定	満3歳以上で、 保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園（保育部門）
3号認定	満3歳未満で、 保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園、地域型保育

※地域型保育は、町内にはありません。

■施設型事業

施設名	概要
幼稚園	学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受入れや預かり保育を行っている園もあります。
認定こども園	就学前の教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援サービスを総合的に提供するものです。
認可保育所	保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

■地域型保育事業

事業名	概要
小規模保育事業	国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。
事業所内保育事業（企業主導型保育施設）	企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。
家庭的保育事業	保育ママなど、保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。
居宅訪問型保育事業	ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

(2) 教育・保育事業の利用状況と見込み量、確保の状況

① 1号認定

現状と課題

○本町における子どもの人口は減少していますが、教育施設（幼稚園、認定こども園）の実利用者数はほぼ横ばいで推移しています。

■1号認定(教育標準時間認定:3～5歳)の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用希望者数	16	74	87	80	68
②提供量	16	74	87	80	68
特定教育・保育施設	16	74	87	80	68
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■1号認定(教育標準時間認定:3～5歳)の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	64	62	64	62	63
②確保の状況	173	173	173	173	173
特定教育・保育施設	173	173	173	173	173
乖離（②－①）	109	111	109	111	110

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○町内の教育施設により、提供量の確保に努めます。 ○入所希望者の動向を見据えながら、必要に応じて認定こども園の整備を支援していきます。

② 2号認定

現状と課題

○本町における子どもの人口は減少していますが、保育施設（認定こども園、認可保育所）の実利用者数は増加傾向にあります。

○2022（令和4）年に、岡ノ内幼稚園が、教育・保育を一体的に行う幼保連携型の施設として、認定こども園こどもの杜岡ノ内幼稚園となり、共働き家庭の増加等に伴う、保育ニーズへの対応につながりました。

■2号認定(保育認定:3～5歳)の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用希望者数	132	128	238	237	235
②提供量	132	128	238	237	235
特定教育・保育施設	132	128	238	237	235
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■2号認定(保育認定:3～5歳)の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	222	213	221	215	216
②確保の状況	261	261	261	261	261
特定教育・保育施設	261	261	261	261	261
乖離（②－①）	39	48	40	46	45

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○町内の保育施設により、提供量の確保に努めます。 ○入所希望者の動向を見据えながら、必要に応じて認定こども園の整備を支援していきます。

③ 3号認定

現状と課題

- 本町における子どもの人口は減少していますが、保育施設（認定こども園、認可保育所）の実利用者数はほぼ横ばいで推移しています。
- 低年齢児（0歳児）の保育については、認定こども園（2カ所）、保育所（2カ所）で実施しておりますが、保育ニーズの高まりから希望が多く、年度途中から待機児童が発生しています。

■3号認定(保育認定:0～2歳)の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用希望者数	161	155	148	140	147
0歳	25	17	19	11	16
1歳	69	66	56	63	58
2歳	67	72	73	66	73
②提供量	161	155	148	140	147
特定教育・保育施設	161	155	148	140	147
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



■3号認定(保育認定:0～2歳)の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	144	146	140	140	138
0歳	15	15	15	15	15
1歳	61	59	57	57	57
2歳	68	72	68	68	66
②確保の状況	160	160	160	160	160
特定教育・保育施設	160	160	160	160	160
乖離（②－①）	16	14	20	20	22

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○町内の保育施設により、提供量の確保に努めます。 ○入所希望者の動向を見据えながら、必要に応じて認定こども園の整備を支援していきます。 ○低年齢児保育（0歳児）の年度途中からの待機児童については、各保育施設と連携・調整により対応を図ります。 ○先生一人あたりが見られる子どもの人数が少なくなる傾向にあるため、今後の動向を注視していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○現在、本町では実施していない事業です。 ○今後の状況を分析し、事業整備について検討します。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常利用日及び、利用時間以外の日や時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○鏡石保育所、認定こども園ぶどうの木、認定こども園こどもの杜岡ノ内幼稚園、岡ノ内保育園では、11時間の開所時間を超えて保育を実施しています。

■時間外保育事業(延長保育事業)の利用状況の推移

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	①量の見込み	178	175	173	159	155
	②確保方策	178	175	173	159	155
	乖離（②-①）	0	0	0	0	0
実績	③提供量	272	70	346	268	300
	乖離（③-①）	94	▲105	173	109	145



■時間外保育事業(延長保育事業)の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	327	353	378	404	429
②確保の状況	327	353	378	404	429
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○第二期計画の実績値を踏まえて、量の見込みを設定しています。 ○町内の保育施設により、提供量の確保に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童クラブ等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

○共働き家庭など留守家庭の児童を対象に、児童ふれあい交流館や学校の余裕教室などで実施しています。

○平日は放課後から18：30まで、長期休業・学校行事振替休日は7：30から18：30、児童ふれあい交流館では、土曜日の7：30から18：30で受入れを行っており、希望者のみ19：00まで延長預かりを行っています。

■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の利用状況の推移

単位：人

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
計 画	①量の見込み	176	179	181	171	164
	小学校低学年	136	140	139	127	124
	小学校高学年	40	39	42	44	40
	②確保方策	176	179	181	171	164
	小学校低学年	136	140	139	127	124
	小学校高学年	40	39	42	44	40
	乖離（②-①）	0	0	0	0	0
実 績	③提供量	179	181	179	176	200
	小学校低学年	156	170	175	164	189
	小学校高学年	23	11	4	12	11
	乖離（③-①）	3	2	▲2	5	36





■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	197	202	207	211	217
小学1年生	71	72	73	74	75
小学2年生	69	73	76	79	83
小学3年生	49	50	52	53	55
小学4年生	8	7	6	5	4
小学5年生	0	0	0	0	0
小学6年生	0	0	0	0	0
②確保の状況	197	202	207	211	217
乖離(②－①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○教育委員会及び小学校の協力を得ながら、待機児童が発生することのないよう事業運営していきます。



(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において療育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等入所させ、必要な保護を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○現在、本町では実施していない事業です。 ○今後、希望者があった場合には、町外施設の利用を紹介するなど、相談支援に努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○生後2か月以内に乳児のいる全ての家庭を訪問し、発育・栄養・子育て・生活環境・予防接種推奨による疾病予防、育児不安への対応や指導を行っています。

■乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	①量の見込み	110	109	108	107	106
	②確保方策	110	109	108	107	106
	乖離(②-①)	0	0	0	0	0
実績	③提供量	74	93	68	83	79
	乖離(③-①)	▲36	▲16	▲40	▲24	▲27



■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	78	77	75	75	75
②確保の状況	78	77	75	75	75
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○一人につき1回実施を想定し、今後5年間の推計0歳児人口で提供量を設定します。 ○安心して子どもを産み育てられる支援として、全戸への訪問に努めます。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○乳児家庭全戸訪問事業や妊婦健康診査事業、虐待等の要保護児童関連事業など、複数事業と関連性が高いため、関係機関や関係部署との連絡調整を図る必要があります。

■養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	①量の見込み	23	23	23	23	23
	②確保方策	23	23	23	23	23
	乖離（②-①）	0	0	0	0	0
実績	③提供量	23	29	17	58	28
	乖離（③-①）	0	6	▲6	35	5



■養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	28	27	27	27	27
②確保の状況	28	27	27	27	27
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○乳幼児家庭全戸訪問事業の量の見込みに、令和6年度の利用率（養育支援訪問事業利用者÷乳幼児全戸訪問事業利用者）を乗じた提供量を設定します。 ○関係機関や関係部署との連絡調整を図りながら、養育支援に努めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

令和5年10月につどいの広場を健康福祉センター内（キッズスペース）に整備しました。

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等があります。

現状と課題

○つどいの広場の整備により、利用者数は増加していますが、受入れ体制は十分に確保しています。

○今後も利便性の向上を図っていきます。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	①量の見込み	1,100	1,094	1,083	1,068	1,056
	②確保方策	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	乖離（②-①）	90	106	117	132	144
実績	③提供量	1,893	1,797	1,919	6,031	9,000
	乖離（③-①）	793	703	836	4,963	7,944



■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：人回

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
②確保の状況	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○健康福祉センター内へのつどいの広場の整備による利用者増を踏まえ、提供量を設定します。 ○提供量を十分に確保し、利用者数の増加に対応できるようにしていきます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○町立鏡石幼稚園、認定こども園ぶどうの木、認定こども園こどもの杜岡ノ内幼稚園で、園児を対象として実施しています。

■一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	①量の見込み	5,280	5,291	5,253	5,203	5,142
	幼稚園の預かり保育	4,800	4,782	4,740	4,708	4,697
	幼稚園以外の預かり保育	480	509	513	495	445
	②確保方策	5,280	5,291	5,253	5,203	5,142
	幼稚園の預かり保育	4,800	4,782	4,740	4,708	4,697
	幼稚園以外の預かり保育	480	509	513	495	445
	乖離（②-①）	0	0	0	0	0
実績	③提供量	5,219	4,619	4,239	4,052	4,000
	幼稚園の預かり保育	5,180	4,595	4,155	3,872	3,800
	幼稚園以外の預かり保育	39	24	84	180	200
	乖離（③-①）	▲61	▲672	▲1,014	▲1,151	▲1,142





■一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,948	3,896	3,844	3,792	3,740
幼稚園の預かり保育	3,728	3,656	3,584	3,512	3,440
幼稚園以外の預かり保育	220	240	260	280	300
②確保の状況	3,948	3,896	3,844	3,792	3,740
幼稚園の預かり保育	3,728	3,656	3,584	3,512	3,440
幼稚園以外の預かり保育	220	240	260	280	300
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○第二期計画の実績値を踏まえて、量の見込みを設定しています。 ○町内の幼保施設により、提供量の確保に努めます。

(9) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

現状と課題

○2019（平成31）年度から認定こども園（1か所）で体調不良型の事業を開始し、保育中に体調不良になった園児に看護師が対応しています。

○郡山市と協定を締結し、2020（令和2）年度から郡山市内の病児保育施設を市民と同様の負担で利用する事業（広域利用）を実施しています。

■病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

		令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
計 画	①量の見込み	126	126	126	126	126
	②確保方策	126	126	126	126	126
	乖離（②-①）	0	0	0	0	0
実 績	③提供量	283	679	337	449	437
	乖離（③-①）	157	553	211	323	311



■病児保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み	460	468	476	484	492
②確保の状況	460	468	476	484	492
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○第二期計画の実績値を踏まえて、量の見込みを設定しています。 ○今後も広域利用等を活用しながら、提供量の確保に努めます。



(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○現在、本町では実施していない事業です。 ○当面は事業内容の周知を図りながら、提供会員の確保などについて、検討を進めていきます。

(11) 妊娠健康診査事業

妊婦の健康の保持及び、増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○妊娠中の健康の保持増進、産後うつの早期発見・支援のため、妊娠中15回、産後1か月検診の受診票を交付し、継続的な健康管理を実施しています。

■妊娠健康診査事業の利用状況の推移

単位：人回

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	①量の見込み	1,345	1,340	1,335	1,330	1,325
	②確保方策	1,345	1,340	1,335	1,330	1,325
	乖離(②-①)	0	0	0	0	0
実績	③提供量	891	915	947	929	935
	乖離(③-①)	▲454	▲425	▲388	▲401	▲390



■妊娠健康診査事業の量の見込みと確保の状況

単位：人回

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,170	1,155	1,125	1,125	1,125
②確保の状況	1,170	1,155	1,125	1,125	1,125
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○一人につき15回分の検診費用を町が負担します。 ○今後5年間の推計0歳児人口に15回を乗じた提供量を設定します。 ○全ての妊婦が必要な回数の受診ができるように努めます。



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○事業の導入については、国や県の動向を踏まえ、利用者のニーズを把握し、今後の事業実施について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後、新規事業の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業 【新規】

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後、事業の導入について検討します。

(15) 児童育成支援拠点事業 【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所がない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図る事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後、事業の導入について検討します。

(16) 親子関係形成支援事業 【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイング等を通じて、児童の心身の発達等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行なうことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後、事業の導入について検討します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業 【新規】

妊婦等に対して面談、その他の支援を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保の状況

単位：回

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90	90	90	90	90
②確保の状況	90	90	90	90	90
こども家庭センター※	90	90	90	90	90
上記以外での業務委託	0	0	0	0	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○2025（令和7）年4月に設置予定のこども家庭センターにおいて、提供量の確保に努めます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規】

保育所等の施設において、乳児や幼児等、満3歳未満の子ども（保育所に入所している子どもを除く。）に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳児や幼児、その保護者の心身の状況や養育環境を把握するため、保護者との面談や保護者に対する子育てについての情報提供、助言、その他の援助を行う事業です

■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みと確保の状況**◆必要利用定員数:0歳**

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	2	2	2	2
②確保の状況	-	2	2	2	2
乖離（②－①）	-	0	0	0	0

◆必要利用定員数:1歳

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	1	1	1	1
②確保の状況	-	1	1	1	1
乖離（②－①）	-	0	0	0	0

◆必要利用定員数:2歳

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	1	1	1	1
②確保の状況	-	1	1	1	1
乖離（②－①）	-	0	0	0	0

※2025（令和7）年度は準備期間のため未実施

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後、町内の保育施設等と協議・検討を行い、2026（令和8）年4月からの実施に向け、体制の整備に努めます。



(19) 産後ケア事業 【新規】

産後の心身ともに不安定になりやすい一定期間、母親と子どもの心配や不安を和らげるために、助産所などで乳房ケアや育児技術に関する指導が受けられる事業です。

■産後ケア事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
②確保の状況	15	15	15	15	15
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○福島県助産師会の受託施設において、提供量の確保に努めます。

第6章

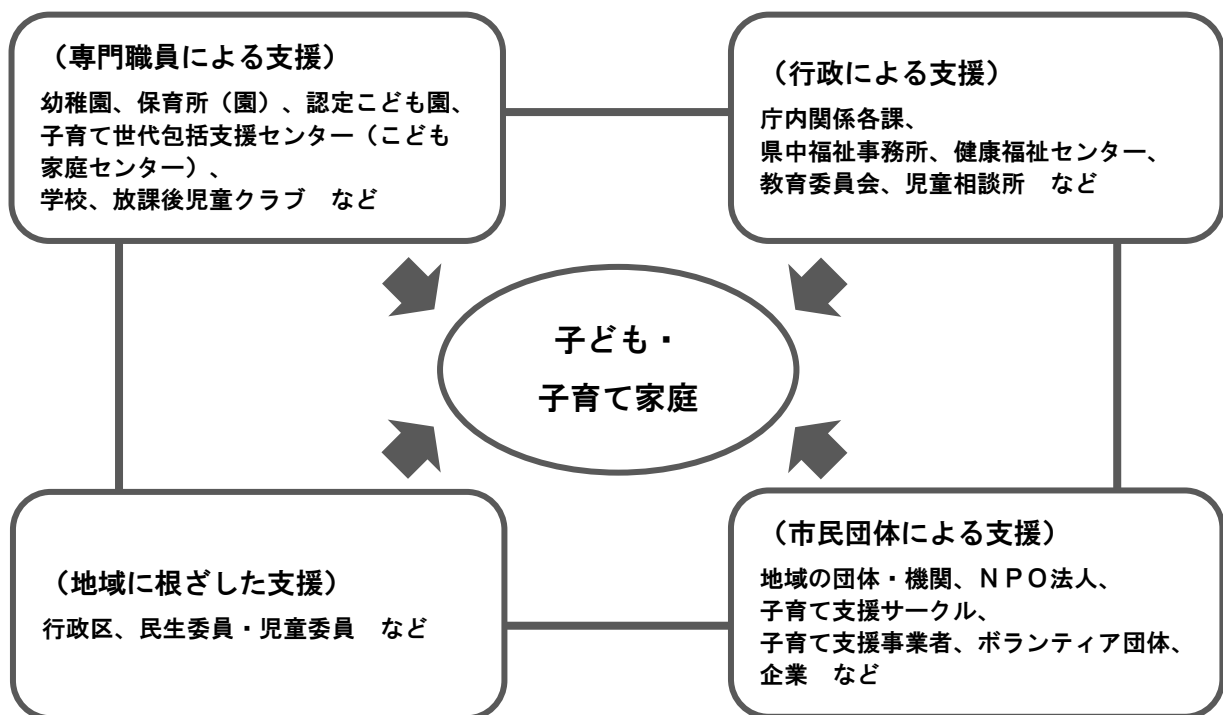
計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

本計画は、本町の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的・一体的に進める計画であり、施策・事業也多岐にわたっています。そのため、計画の推進にあたっては、これらを所管する教育・保育・保健等の関係部局だけでなく、全庁的な体制の下に計画の推進を図ります。

また、子ども・子育て支援策を確実に推進し、子どもの成長や子育て家庭が安心して子育てを行っていくにあたり、国や福島県などの関係機関との連携に加え、家庭や教育・保育施設、地域、企業等と相互の連携・協働を図り、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、ネットワークとマンパワーを活用して、地域ぐるみの体制を整備し、取り組んでいくことが必要です。

■地域の子ども・子育て支援ネットワーク



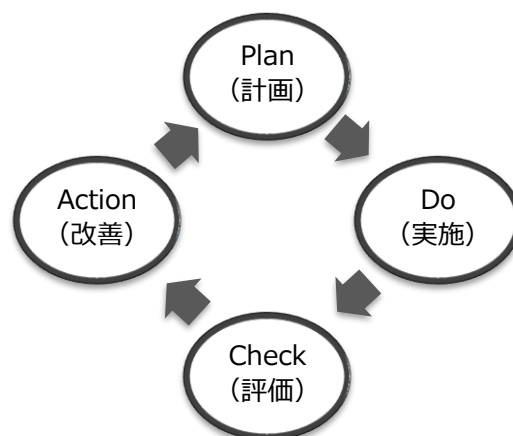
2 計画の公表及び周知

計画の推進にあたり、目標を達成するため、子育て家庭、子育て係る事業者・関係団体をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、本計画の進捗状況や町内及び周囲地域の多様な施設・サービス等の情報を広報媒体やインターネットなどを通じて、町民、地域、関係機関等への公表・周知を図るとともに、子育て支援に対する町民一人一人の意識と地域社会全体で取り組む姿勢を育んでいけるように努めます。

また、「子ども・子育て支援新制度」や本町の子育て支援について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付くと考えられるため、サービスの受け手である利用者の視点に立ち、できるだけ容易な手段で情報提供できるようにします。

3 計画の評価と進行管理

本計画の効果的な進行管理を図り、基本理念である「あたたかみのある子育てができるまちづくり」を実現するためには、その過程において、社会・経済状況の変化や国の動向も踏まえ、定期的に計画に掲げる施策の実施状況に関する点検・評価を行うとともに、その結果を各施策の実施方法に反映したり、必要に応じ計画に示した施策の見直しなどを行う、循環型マネジメントサイクル



(PDCAサイクル) が徹底できる体制整備・確立が重要です。

これにより、計画を立案し（Plan）、実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、見直し・改善（Action）したことをその後の取組に反映する、という考え方に基づいて、毎年度、個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）についての点検や評価を行うとともに、利用者の視点に立った事業の見直しを行います。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「鏡石町子ども・子育て会議」に報告し、第三者的な立場から、計画に基づく施策が適切に実施されているか、施策の充実や見直しについての審議（点検・評価）を行った上で、町民に分かりやすい形で公開して、計画の円滑な推進に努めます。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。



資料編



1 鏡石町子ども・子育て会議条例

○鏡石町子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日条例第23号

鏡石町子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項各号の規定に基づき、鏡石町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- （1）法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員13名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）子どもの保護者
- （2）子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- （3）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （4）民生児童委員
- （5）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （6）その他町長が必要があると認める者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



（会議）

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる、

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉こども課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和5年12月20日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 鏡石町子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和5年3月20日～令和8年3月19日)

区分	構成団体・役職名	氏名
子どもの保護者	子育てサークル代表	小 針 加代子
子ども子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者	町PTA連絡協議会長	大河原 成 子
	認定こども園こどもの杜岡ノ内幼稚園PTA代表	飛 澤 良 太
	認定こども園ぶどうの木PTA代表	面 川 一 平
	鏡石幼稚園PTA代表	斑 目 真 司
	鏡石保育所PTA代表	遠 藤 浩 行
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	学校長代表	大河原 正 道
	認定こども園こどもの杜岡ノ内幼稚園理事長	山野邊 澄 子
	認定こども園ぶどうの木園長	高 田 幸 恵
	鏡石幼稚園長	薄 井 英 一
	鏡石保育所長	矢 吹 久美子
民生児童委員	主任児童委員	大 中 和 枝
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	鏡石町社会福祉協議会副会長	高 宮 文 男



鏡石町 第三期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行者 鏡石町 福祉こども課

住所 〒969-0404

福島県岩瀬郡鏡石町東町286番地

TEL 0248-62-2210 FAX 0248-62-6019

URL <https://www.town.kagamiishi.fukushima.jp>